

令和3年第6回府中町議会定例会

会 議 録（第2号）

1. 開 会 年 月 日 令和3年12月17日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和3年12月20日（月）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（17名）

議長	益 田 芳 子 君	副議長	西 山 優 君
1 番	川 上 翔一郎 君	2 番	宮 本 彰 君
5 番	坂 田 栄 一 君	6 番	田 中 伸 武 君
7 番	山 口 晃 司 君	8 番	二 見 伸 吾 君
9 番	梶 川 三樹夫 君	10 番	西 友 幸 君
11 番	寺 尾 光 司 君	12 番	力 山 彰 君
13 番	三 宅 健 治 君	14 番	齋 藤 昇 君
16 番	橋 井 肇 君	17 番	児 玉 利 典 君
18 番	木 田 圭 司 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（1名）

4 番 狩 野 雄 二 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

1 会議録署名議員の指名

2 一般質問

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	佐 藤 信 治 君
副 町	長	齋 藤 哲 也 君
教 育	長	新 田 憲 章 君
総 務 企 画 部	長	増 田 康 洋 君

福 祉 保 健 部 長	山 西 仁 子 君
町 民 生 活 部 長	金 光 一 隆 君
教 育 部 長	榎 並 隆 浩 君
総 務 企 画 部 参 事	屋 敷 学 君
総務企画部次長兼総務課長	森 本 雅 生 君
生活環境部次長兼自治振興課長	谷 口 充 寿 君
政 策 企 画 課 長	土 井 賢 二 君
情 報 管 理 課 長	藤 永 政 己 君
危 機 管 理 課 長	砂 崎 勇 介 君
環 境 課 長	小 路 和 司 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長	岩 崎 雅 男 君
学 校 教 育 課 長	立 花 淑 子 君
社 会 教 育 課 長	山 本 進 一 君
教 育 委 員 会 事 務 局 主 幹	大 神 規 正 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 森 太 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 議事の内容

(開議 午前 9時30分)

○議長(益田芳子君) 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和3年第6回府中町議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益田芳子君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長(益田芳子君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

~~~~~○~~~~~

一般質問は、慣例に従って総務文教から順を追って通告順に行います。

17番兎玉議員。

17番、児玉利典でございます。

私のほうからは、行政手続き押印廃止について質問させていただきます。

もちろん印鑑証明を必要とする書類であるとか、契約上の書類の押印、そして銀行への届出等による押印は除かれますが、多くの認め印については、特に押印を廃止するのが目的ではなく、住民の皆さんや、業者様の申請手続の簡素化、今後、行政手続のデジタル化、オンライン化を強化・推進し、紙での申請を減らすことによりいつでもどこでも申請ができ、必要に応じては役場に来る必要もなくなる、こういったメリットといいますか、こういうことも出てくるんじゃないかというふうに思われます。

- 3 -

について押印を廃止、段階的に２０２１年４月より実施されております。最近の新聞情報では、尾道市や三原市でも押印廃止について検討され、実施される予定でございます。そのほか、県内市町でも検討されており、さらに押印廃止が進むものと思われるます。

冒頭にも申し上げましたが、今後期待される行政手続のオンライン化推進において、押印廃止は必要不可欠であるというふうに考えております。

そこで、以下２点について、まちのお考えをお伺いいたします。

１、府中町での押印廃止の考え方と進捗状況についてお伺いします。

２、今後の実施計画についてお伺いいたしたいと思えます。

以上、２点、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（益田芳子君） 答弁。

総務企画部長。

○総務企画部長（増田康洋君） おはようございます。総務企画部長です。

１ ７番児玉議員の一般質問、行政手続き押印廃止についてに関し、答弁いたします。

国においては、デジタル時代を見据えたデジタルガバメントの実現のため、また、新型コロナウイルス感染症への対応として人と人との接触を減少させるため、行政手続のオンライン化を推進する中で、書面主義、押印原則、対面主義が課題であるとして、行政手続の見直しが、令和２年度において進められました。

その結果、行政手続の９９．４％において押印が廃止されました。

その後、国は、地方公共団体における押印見直しマニュアルを作成、公表し、地方公共団体においても同様に押印の見直しを進めるよう、求めているところです。

それでは、質問の①、府中町での押印廃止の考え方と進捗状況についてです。

町では、押印見直しに向けた作業として、本年６月から１０月にかけて、対象となる手続の調査を行ったところですが、その調査に当たり、国のマニュアルを参考に、行政手続における押印見直しの判断基準を定めました。

まず大前提として、町における押印の見直しは、押印を廃止すること自体が目的ではなく、手続される方の負担軽減、利便性の向上を最大の目的としています。

具体的な判断基準として、いわゆる認め印につきましては、本人であることや真意を確認する上において、誰でもが入手できる認め印ではその確認効果が薄く、押印を求める合理性に乏しいと考えられるため、原則として押印を廃止することとしていま

す。

また、主として事業者の方に御提出いただきます、会計事務に用いる書類である請求書や見積書などにつきましても、原則押印廃止としています。

一方、厳格な本人・真意確認が必要であることから、印鑑登録された印、いわゆる実印の押印を求め、併せて印鑑登録証明書の添付を求めている手続につきましても、押印を存続することとしています。

また、主として事業者の方と交わします契約書につきましても、特に慎重を期す必要性の高さ、そして法的安定性を図る観点から、押印を存続することとしています。

調査の結果は、要求資料で御提示させていただきましたとおり、対象手続総件数が1,284件となっています。

内訳は、押印廃止済みが207件、押印廃止の方向で検討が811件、押印存続が90件、国の動向注視が81件、県の動向注視が50件、その他が45件となっています。

次に②、今後の実施計画についてです。

押印廃止の方向で検討とした手続につきましても、様式の改正など押印廃止に必要な事務を進め、原則として令和4年4月1日から押印を廃止する予定としています。

同時に、押印存続や国の動向注視など、それ以外の手続につきましても、今後さらに調査を進め、押印廃止ができないのかどうか、検討を重ねていきたいと考えています。

また、押印を廃止した手続につきましても、電子申請システムの利用が可能かどうか、来年度以降検討を進めます。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問ございますか。

17番児玉議員。

○17番（児玉利典君） 17番、児玉でございます。御答弁、本当にありがとうございました。

住民の皆さんや業者様が提出される申請者の押印廃止についての考え方というのは理解できました。

ただ、実施時期が来年の4月1日からというのは住民サービスの向上からちょっと思うと、少し遅いのかなというふうには思いますけども、本年度におきましては、コ

ロナの対応、そしてこの夏の豪雨対応と優先されるものも多くあり、慎重に慎重を重ねた上での検討されたものと理解いたします。

いずれにしましても、対応いただけるということに対しては非常に感謝申し上げます。

また、頂きました資料、本当にありがとうございました。この表を見ますと、既に廃止されてるものが207件もあります。そして、4月以降、押印廃止される予定のものが811件、継続されるものが90件、それから国・県の動向を注視されているものが合わせて131件、その他45件とありまして、今後、さらに調査し、押印廃止ができないか検討されるということではございますけども、具体的にどのような項目でどのような検討をされてるのか御教授をいただきたいと思います。

○議長（益田芳子君） 答弁。

総務課長兼職次長。

○総務企画部次長兼総務課長（森本雅生君） 総務課長兼職次長です。児玉議員の2回目の質問にお答えします。

その他、押印を廃止するものについては、行政手続における押印廃止を検討することとなります。

まず、町は外部に対して発出する公文書の多くには、町長印や教育委員会の印などの公印を押印していますが、今後、公印を押印する公文書の範囲を見直していく必要があると考えられます。また、町の内部事務における書類の押印廃止についても検討していく必要があると考えています。

このような行政手続以外における押印廃止については、令和4年度以降に検討していきたいと考えています。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問ございますか。

17番児玉議員。

○17番（児玉利典君） ありがとうございます。

行政手続の書類だけでなく公文書、あるいは、内部の資料といったところにも検討を進めていただけるということでありがとうございます。

特に、私も会社の中で、今まで稟議書であるとか企画書であるとか見積りであるとかこういったようなところも多々、書類を回す段階で各部の上司の判を頂くというの

は非常に苦勞した経験がございます。特に、会社の決算に関わるような資料については、非常にシビアに見られておりまして、私どもも何度も説明に行き、そして何度も却下を食らった経験もありますので、こういったところがやっぱり職員さんの負担になってるところというのも多々あると思います。そういう意味からもこういう見直しをかけていただきたいと思いますし、今ではテレワーク、在宅勤務等で皆が一堂に集まってるわけじゃないんで、こういった決裁書類というのは全てオンラインで自動的に承認を承認先に回して、そこの承認先で承認していただくというところになってきているという状況でございます。

行政が全部そうなるわけではないと、僕思いますけども、少なし内部に関する情報についてはそういったところも御検討いただければなというふうに思っております。

府中町では、これまでに機構改革の中で窓口業務の一本化であるとか住民サービスの向上に向けて多くの改革、そして業務改善というのを行ってこられました。私は、これに対しては非常に敬意を表しますし、特に２階の窓口業務がほとんど移動がなくて手続できるようになったということで住民の皆さんも喜んでおられるし、表示も大きくなったと、こういったところも短期にやられております。そういう力が府中町にはあるというふうに私は確信しております。

また、その他の業務の中でも無理・無駄を省く改善に取り組んでおられますし、役所にある書面主義、押印原則、それから対面主義といったところ、こういったところもいいところもあります。やっぱり対面でやらないとできないこともたくさんあると思います。しかしながら、これを一気に変えるということとはできないかもしれませんけども、職員さんの業務は今増える一方であるというふうに聞いておりますし、働き方改革とか今後期待されますオンライン化に向けてさらなる改革、そして改善を求めまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（益田芳子君） 以上で、第１項、行政手続き押印廃止について、１７番児玉議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係第２項、改修後の揚倉山健康運動公園の利用状況について、１３番三宅議員の質問を行います。

１３番三宅議員。

○１３番（三宅健治君） おはようございます。

改修後の揚倉山健康運動公園の利用状況について質問いたします。

今年３月に人工芝グラウンドとしてリニューアルオープンした揚倉山健康運動公園は、ほぼ毎日、夜間照明が灯っており、連日多くの利用があるのではないかと思います。まだ１年たっていませんが、これまでの利用状況とその評価についてお聞かせください。

また、人工芝グラウンドは、これまでに多くの要望が寄せられていた施設ですので、皆さんから好評をいただいているとは思いますが、利用者などから届いている意見や感想があれば教えてください。

こうした施設を運営していくには、様々な課題があると思います。今後の課題として特に意識していることがあれば教えてください。

コロナ禍において、運動する機会や人と人との関わりが薄れている中、身近にこうした運動施設があるのは、とてもありがたいことだと思います。下段のグラウンドも含め、町内の運動施設が充実し、町民の健康増進、生涯スポーツの普及がさらに進むことを願っております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） おはようございます。教育部長です。

１３番三宅議員、改修後の揚倉山健康運動公園の利用状況についてに答弁します。

揚倉山健康運動公園上段多目的広場の人工芝グラウンドは、本年３月１日にリニューアルオープンした後に、３月２０日からは夜間利用も開始しました。

また、リニューアルオープンに合わせて、パソコンやスマートフォンから社会体育施設の施設の空き状況の確認や仮予約ができるインターネット予約を導入し、利用環境も整備しました。

御質問の人工芝グラウンドの利用状況とその評価についてでございますが、今年は、新型コロナウイルスの緊急事態宣言による利用停止期間がございましたので、その期間を除いて集計したところ、４月から１１月までの利用率は、平日が４４．７％、土日祝日が８８．８％で、平均しますと５９．３％となっています。当初の想定利用率は４７．０％としておりましたので、予想を約１３ポイント上回る多くの利用があり、整備効果は大きかったと考えております。

また、インターネット予約についても、当該人工芝グラウンドの利用のほか、上段



テニスコート、下段多目的広場を含む揚倉山健康運動公園のインターネット予約の割合は15から16%ですが、アクセス数は予約件数の約3倍、毎月900件前後のアクセスがあり、広く皆さんに関心を持っていただき、御利用いただいております。

利用者の皆様からの感想としては、リニューアルオープンした3月に実施した施設利用者アンケート調査では、人工芝グラウンドの満足度（コンディション、使い心地）の調査項目で「とても満足」と「満足」を合わせた満足度は95.9%であり、好評をいただいております。

また、遊歩道の利用者からも、グラウンドがきれいになって気持ちがいい、子どもたちが一生懸命にプレーする姿を見ると元気をもらう、グラウンドの照明があって夜も歩きやすいなどの感想を頂いており、そうした波及効果もあったと考えております。

次に、今後の課題はといった御質問ですが、それは、高い利用率を維持していくことが課題と考えております。

そのためには、計画的に、毎年、定期的な人工芝のメンテナンスを行い、施設の機能を維持していくことが重要であると考えております。

最後に、揚倉山健康運動公園は、町民の健康づくり、スポーツ振興の拠点として、下段も含めた公園施設全体の有効活用など、さらなる利用の活性化が必要であると考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問ございますか。

13番三宅議員。

○13番（三宅健治君） 答弁、ありがとうございました。

人工芝グラウンドの利用者とともに公園利用者からも好評で、また、これまで以上に多くの方に利用いただいているということで、私も人工芝グラウンドの整備効果はとて大きいと思います。

そこで、利用状況について、もう少し掘り下げてお聞きします。

まず、改修後は当初想定を大きく上回る利用があるということでしたが、整備効果として天然芝のときと比べてどれくらい利用が増えたのか教えてください。

また、平日と土日祝日というところでの利用状況をお聞きしましたが、時間帯などでの利用の傾向、また、課題等があればお聞かせください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

教育委員会事務局主幹。

○教育委員会事務局主幹（大神規正君） 教育委員会事務局主幹です。

まず、整備効果ですが、天然芝の利用状況は令和元年度実績で利用率 27.7%、利用時間は 900 時間でした。人工芝整備後は利用率が約 2 倍の 59.3% となり、利用時間はこれまでの約 3 倍、年間 3,000 時間を見込んでいます。

この利用時間が大幅に増加した要因としては、利用率の向上とともに利用可能時間の拡大も大きく影響しています。利用可能時間は、天然芝では年間 3,300 時間程度でしたが、人工芝整備後は約 1.5 倍の年間 5,100 時間に増えました。

今回の整備では、人工芝整備とともに夜間利用を再開したというところが大きなポイントであったと考えています。

次に、時間帯ごとの利用傾向です。

集計区分は午前を 7 時から 12 時、午後を 12 時から 17 時、夜間を 17 時から 21 時として集計しています。

土日祝日は午前 89.6%、午後 91.1%、夜間 84.9% で、平均すると 88.8% となっており、土日祝日は 1 日を通して非常に多くの利用があります。

一方で、平日は午前 17.6%、午後 44.7%、夜間 78.5% で、平均すると 44.7% となっています。平日午前の利用が特に少ないというのが課題となっています。

そうした中、女子サッカー、なでしこ 1 部リーグのアンジュヴィオレ広島が、来季から朝練習を検討されているという情報を得ましたので、調整を重ね、来月から朝 7 時から 10 時の時間帯で御利用いただけることとなりました。これにより、平日午前の利用が改善され、全体の利用率は 6 割を超えるところまでもっていただけるのではないかと考えております。

また、平日の朝からグラウンドに活気が生まれるということで、施設のにぎわいにもつながるのではないかと期待しています。

答弁は以上です。

○議長（益田芳子君） 3 回目の質問はございますか。

13 番三宅議員。

○13 番（三宅健治君） 答弁、ありがとうございました。

人工芝整備と夜間利用再開による相乗効果により、天然芝の３倍の利用が見込めるということで、非常に大きな整備効果があったと思います。また、そうした中で、さらに利用促進を進められているということでした。こうした努力もあって高い利用率につながっていると思います。

多くの利用があれば、その分施設の維持管理も重要になってきます。人工芝は耐用年数がありますので、最初の答弁にもありましたように、定期的なメンテナンスとともに日常の維持管理もしっかりやっていただき、施設機能の維持に努めていただきたいと思います。

また、いずれは、人工芝の張り替えも必要になってきます。そうしたことも踏まえて、持続可能な運営をお願いしたいと思います。

最後になりますが、揚倉山健康運動公園は、下段も含めた公園施設全体の有効活用など、さらなる利用の活性化が必要であるとの答弁をいただきました。また、今年３月には、「１人１スポーツで心身の活力みなぎるあきふちゅう」を基本理念に掲げた府中町スポーツ推進計画も策定されています。これらの計画の下に、下段のグラウンドも含め、町内の運動施設が充実し町民の誰もがスポーツを身近に楽しみ、スポーツの力による心身の健康と豊かさの実現を目指し、ハード面、ソフト面から町民の健康増進また生涯スポーツの普及に向けて取り組んでいただけるようお願いして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（益田芳子君） 以上で、第２項、改修後の揚倉山健康運動公園の利用状況について、１３番三宅議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係第３項、コロナ禍における職員の働き方の変化について、１０番西議員の質問を行います。

１０番西議員。

○１０番（西 友幸君） コロナ禍における職員の働き方の変化についてを御質問します。

皆さん、おはようございます。

私からは、新型コロナウイルス感染症の蔓延している中で、職員の皆さんが働き方がどのように影響があったのか、また、どのように変化したのかということを伺います。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、かつて第５波では全国で１日２万

5,000人を超える陽性者が確認された頃と比較すると、現在では1日当たり陽性者数は100人程度と激減したものの、第6波による医療体制の崩壊を心配したり、新たに感染力が強いと言われているオミクロン株が出現したりすると依然として不安が残り、コロナ発生前の生活に戻るのはまだ先のようなようです。

コロナ禍では、いわゆる3密を回避する対策として、国や広島県は、ウェブ会議やテレワークの積極的な活用などにより、事務所や事業所ごとに出勤者数を7割削減することを目標としそれを実施するよう、また出勤した場合にも、座席の間の距離を取ることやオフィス分散など人が集まる事務所などの定数を7割削減することを目標とし、それを実施するような方針を示しました。

このように新型コロナウイルスの感染症拡大による3密回避のため、働き方を大きく見直す必要性から、ウェブ会議やテレワークの推進が高まり、働く人の個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方、自分で選択できるようにする働き方改革が少し進んだように感じます。

そこで、伺います。

役場の多くの部署がそうであるように、窓口業務が中心である職場においては、一律に職員の出勤を減らすことは難しいことだと思いますが、国や広島県が示した出勤者数や執務室内での定員の7割削減の目標に対して、町はどのように対応したのでしょうか。また、目標達成の程度やその効果はどうだったのでしょうか。

御答弁、よろしくお願いします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

総務企画部長。

○総務企画部長（増田康洋君） 総務企画部長です。

10番西議員の一般質問、コロナ禍における職員の働き方の変化についてに関し、答弁いたします。

町の役場や出先機関における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策としては、従前から、広島県の対処方針に基づき取り組んでいるところです。

まん延防止等重点措置や緊急事態措置などの状況下における対処方針では、議員おっしゃいますように、事業所に対し、執務室内の定員7割削減を要請されました。

その要請に対し、町はどのように対応したのか、目標達成の程度やその効果はどうだったのかという御質問でございます。

なかなか困難であり、達成できなかった、というのが実情でございます。

理由といたしましては、コロナの状況が悪化するほど、より高いレベルの対策を行う必要があるとともに、町民・事業者の皆様に対する各種支援策についても、国・県の事業含め業務量は増大する一方で、それらに対応するためにはそれ相当の職員数が必要であるということから、勤務する職員の絶対数を削減するという措置は困難であったということが挙げられます。

削減を要請されるものの、逆に業務量は増加するという悪循環に陥りましたが、町は医療機関のような、言わば社会機能を維持するための機関としての性格も有している以上、やむを得ないことであるとも考えているところです。

その分、職場におけるコロナ対応は、できる限りの対策を行ってまいりました。

勤務中のマスク着用や手指のアルコール消毒、パーティション設置、換気などの基本的対策はもちろんのこと、時差勤務や週休日の振替を活用した分散勤務、ウェブによる会議なども実施してきました。

また、職員がコロナに罹患した場合、濃厚接触者となった場合、発熱等の症状がある場合などについて、特別休暇を取得できる制度を設け、職員の不安を払拭しています。

さらには、職員が予防接種を受けたり、その副反応で療養する必要がある場合は、職務に専念する義務の免除を行っています。

1つの所属で多数の休暇者が生じた場合、速やかに業務継続のための体制を確保する職員応援体制も整えています。これまでの職員一丸となった取組の結果により、職場内のクラスターも発生しておりませんし、窓口を閉鎖することはありませんでした。

今後も引き続き、感染拡大防止に留意しつつ、業務のデジタル化も見据えながら、その時々の方の働き方の最適化を目指す中で、住民サービスに努めてまいりたいと考えています。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問ございますか。

10番西議員。

○10番（西 友幸君） 御答弁、ありがとうございました。

御答弁にあったように、実際に、出勤者数を7割削減するとコロナへの対策は難しくなってくるということは理解しました。

コロナが蔓延する中で、職場にパーティションを設置したり勤務時間中のマスク着用、アルコール消毒を設置するなど、基本的な対策をしっかりと行い、また、分散出勤やウェブ会議の実施により対応されたとの御答弁もありましたが、その結果、役場の中でクラスターも発生せず、窓口の閉鎖もなかったことは本当に職員一人一人の勤務中だけでなく、仕事が終わった後や休みの日にも細心の注意を払って生活されたんだなど非常に感心し、職員の努力に敬意を表したいと思います。

今後、新型コロナウイルスの蔓延が深刻なものになると、集団感染を発生させないために、さらに対策が必要となると思いますが、そうすると職員が一堂に会することはなくなり、仕事の進み具合の確認や職場の健康管理や評価の仕方など見直す必要があり、検討もすべき課題が出てくると思います。そうすると今よりもっと職員の皆さんには負担がかかるとは思います。知恵を出し合い、よりよい働き方を考えてみてください。

それでは、2つ目の質問に入ります。

多様で柔軟な働き方を実施するためには、パソコンやタブレットなどの調達やネットの環境など、ＩＣＴ、情報通信技術ですね、の設備が必要となります。コロナ禍による働き方の変化に対応するため、町ではどのようなＩＣＴ整備を行ってきましたか。また、コロナが収束した後もＩＣＴを利用した働き方を引き続き進めるべきと思いますが、今後の整備計画についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（益田芳子君） 答弁。

情報管理課長。

○情報管理課長（藤永政己君） 情報管理課長です。

10番西議員の2回目の御質問について答弁いたします。

まず、町の現在のパソコン設置状況について御説明いたします。

総務省のガイドラインに基づき通常事務、個人番号利用事務、インターネット利用事務の3つの体系にネットワークを分離して設置しています。台数的には、通常事務が約400台、個人番号利用事務が約200台で、個人番号利用事務を所掌している所属については1人2台、通常事務のみの所属は1人1台の使用としています。インターネット利用事務については、ほとんどの職員が仮想環境で利用しています。

それでは、1つ目の御質問、コロナ禍による働き方の変化に対応するため、どのようなＩＣＴ環境の整備を行ってきたかについてですが、行政機関との会議や業者との

打合せにおいて、ウェブ会議を使用する機会が増加したため、ウェブ会議用のパソコンを昨年度3台整備しました。その後、使用頻度が増加したため、今年度2台追加し現在5台体制で運用しています。

また、来年度から実施予定のテレワークの環境を構築するため、地方公共団体情報システム機構が実施している実証実験に参加するとともに、そのためのパソコン20台を今年度購入しました。

2つ目の御質問、今後のICT環境の整備計画についてですが、後期実施計画には、RPA化、庁舎内ネットワークの無線化などの事業を計上しています。

RPA化事業は、ロボットによる業務の自動化で、単純で提携業務をソフトウェアロボットにより行うもので、職員の負担軽減につながります。

庁舎内ネットワークの無線化事業は、ネットワークの接続を有線から無線へ変更するもので、本庁等の施設において施設内のどこでもパソコンの利用が可能となり、密状態の執務の解消につながります。

ICTは日々進化していますので、職員の働き方も次第に変化させていく必要があります。社会情勢、そして国・県・周辺市町の動向などを注視し、引き続き調査・研究に努めていきたいと考えています。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問はございますか。

10番西議員。

○10番（西 友幸君） 御答弁、ありがとうございます。

職員の負担が減るような機器類の整備はこれからもぜひ進めていただきたいと思います。

新型コロナウイルスの蔓延により、働き方が変わっていくことで、職員の皆さんの負担が増えればどうしても体や心に影響が出てくると思います。新型コロナウイルスへの感染も心配ですが、コロナに対応する働き方により仕事の量が増えて、職員の心や体に変化が出ることも心配です。職員の負担が少しでも減るような働き方を進めていただきたいと思います。

最後に繰り返しになりますが、まだまだ新型コロナウイルスに対しての注意が必要です。コロナ禍の中で新しい働き方を見つけ、また、私ちょっとマスクについての質問をさせていただきたいんですが、私、マスクをすることによって鼻にちょっと内側

に傷ができたり今現在しておるんですが、さらにもう一つ、ジムなんかへ行って走ったりするときに眼鏡がマスクしとるために弊害となり、曇ってちょっと見えなくなると、朝なんかでもよくそれはあることなんです、ある程度、マスクもちょっとつけ方の考え方をちょっと研究していただきたいのと、これは要望なんです、ということで、また働きやすい職場環境づくりの引き続きの研究していただくことを要望して、私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（益田芳子君） 以上で、第3項、コロナ禍における職員の働き方の変化について、10番西議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係第4項、「読書バリアフリー法」に基づく図書館の取り組みと今後の展望について、16番橋井議員の質問を行います。

16番橋井議員。

○16番（橋井 肇君） 皆様おはようございます。16番橋井です。よろしく願いをいたします。

「読書バリアフリー法」に基づく図書館の取り組みと今後の展望について伺います。

視覚による認識が困難な人、視覚障がい者や発達障がい者で読字が難しい人、肢体不自由で書籍を読むのが難しい皆様にとって読書しやすい環境を整える読書バリアフリー法が2019年6月の国会で成立し施行されました。

読書バリアフリー法は、第1条に、「障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与する」ことを目的に掲げられました。

その上で、音声読み上げ式書籍や点字書籍の普及、インターネットを利用した書籍データの提供が柱となるものです。障がい者の進学や就労を後押しするため、教育や学術関連の書籍を充実させることも盛り込まれました。国には、基本計画の作成や財政措置を義務づけ、自治体には、計画作成の努力義務を課しています。これを受け、政府は基本計画の策定を行いました。

また、読書環境の整備を進めるため、国が障がいのある方や行政、図書館関係者、出版社などをつくる協議の場を設けることも規定し、さらに、国や自治体に対し、インターネットを通じて点字図書などを提供する取組への支援や、関係者の連携強化、図書館の蔵書充実も求めています。

そこで質問をいたします。



読書バリアフリー法に基づく町立図書館における具体的な取組と実績について伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） 教育部長です。

16番橋井議員、「読書バリアフリー法」に基づく図書館の取り組みと今後の展望についてに答弁します。

府中町立図書館は、平成19年5月に開館して以来、令和2年度実績で、入館者数は13万6,822人、年間貸出冊数は24万6,082冊となっています。

また、現在、町立図書館には、約10万冊の図書等を所蔵しており、その中には視覚障がい者等の方が御利用できる資料も所蔵しています。

視覚障がい者等の方が御利用できる資料として、点字に翻訳された点字本を11点、点字と点を使って図や絵を表した点図を透明なシートに打って、絵本に貼った点字つき絵本13点、図書や雑誌の内容を録音して音声にした音声CD180点、目の見えにくい方にも読みやすいように、大きな文字で書かれた大活字本937点、触って絵の形が分かるよう布・革・毛糸などを用いて作られた布絵本28点、易しい言葉で分かりやすく書かれ、絵文字や写真・図を使って理解を助ける本、LLブック14点、デジタル録音図書の国際基準規格で、視覚障がいなどにより、普通の印刷物を読むことが困難な方々のために開発されましたデイジー図書57点を所蔵しています。

これらの資料のうち、布絵本及びデイジー図書は府中町ボランティア協議会所属グループに製作していただいております。布絵本は布絵本「ぴっぴ」に、デイジー図書は府中音訳・朗読グループ「クローバー」にそれぞれ製作していただいております。

また、図書館の施設内には、対面朗読室、拡大読書器、活字自動読み上げ機、デイジー再生機などを設置しています。

2019年6月に読書バリアフリー法が施行され、この基本理念には、1つ目に、デイジー図書・音声読み上げ対応の電子書籍などの利用しやすい電子書籍等が視覚障がい者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障がい者等の需要を踏まえ、引き続き、点字図書・拡大図書などの利用しやすい書籍が提供されること。2つ目に、視覚障がい者等が利用しやすい書籍・電子書籍などの量的拡充・質の向上が図れること。3つ目に、視覚障がい者等の障がいの種類・

程度に応じた配慮がなされることとあります。

町立図書館では、開館当初から、障がいの有無にかかわらず、利用しやすい読書環境づくりに努めてきたところですが、引き続き、読書バリアフリー法の基本理念にのっとり、視覚障がい者等の方が、より利用していただけるよう環境整備に努めてまいりたいと考えています。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 2 回目の質問ございますか。

1 6 番橋井議員。

○1 6 番（橋井 肇君） 1 6 番橋井です。御答弁、大変ありがとうございました。

町立図書館は、開館当初より誰もが利用しやすい図書館づくりをされているのがよく理解できました。

府中町では、視覚障がい者等の方が利用できる資料も所蔵されていますが、さらに整備する必要があるのではないかと考えます。そして、この法律もまだまだ浸透されていないということが見受けられます。

総務省の調査・研究によると、視覚による認識が困難な人は全国で300万人以上いると推定をされております。読書バリアフリー法は、公立図書館などで点字図書や電子書籍、文字が大きい拡大図書の所蔵を増やし、障がい者の利用を手伝う司書やこれらの書籍を製作する人材の育成に取り組むと明記をされております。

この基本法は2020年から5年間で国が取り組む施策を規定したものです。ただ、計画の策定は努力義務にとどまるとし、文部科学省によると策定済みは都道府県レベルで5自治体で、中国地方では鳥取県がいち早く取組をされております。

近年、読書環境の一環として視覚障がい者の皆様への情報保障を支えているのは、今なお点字図書や録音図書が中心です。一方で、録音図書を作成するボランティアの成り手不足などが指摘をされております。このような中で、布絵本については町内のボランティアグループ「ぴっぴ」が絵本とおもちゃの要素を兼ね備えた布絵本を作成し貸出しをされており、「クローバー」は広報紙や小説などデイジー図書へ録音し、音訳図書として貸出しをされています。人材不足が指摘をされている中、ボランティアグループの皆様への御苦勞に支えられていることがよく理解できました。大変感謝をいたしております。

今後は、町としても予算をしっかりとっていただき、視覚障がいのある皆様が利用

障がいをお持ちの方も視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がい、視覚による表現の認識が困難な方など、様々です。読書バリアフリー法の中でも障がいの種類・程度に応じた配慮が必要とされております。引き続き、この法律の目的、基本理念にのっとり、障がいの有無にかかわらず読書のできる環境づくりの推進をお願いいたします。

○議長（益田芳子君）　以上で、第４項、「読書バリアフリー法」に基づく図書館の取り組みと今後の展望について、１６番橋井議員の質問を終わります。

○議長（益田芳子君）　ここで、休憩といたしたいと思います。

(休憩 午前 10 時 30 分)

○副議長（西山 優君） 議長を交代しました。

○副議長（西山 優君） 引き続き、一般質問を行います。

続いて、総務文教関係第 5 項、町職員のメンタルヘルス対策について、6 番田中議員の質問を行います。

6 番田中議員。

– 19 –

町の職員のメンタルヘルスの対策についてお尋ねであります。

精神疾患などで休職する自治体職員が増えているとして、総務省が全国の47都道府県と、1,700余りの全市区町村を対象にメンタルヘルス、つまりは心の健康に関する初めての大規模調査に乗り出したということでもあります。そういうニュースを幾つかの新聞でこの夏紹介されておったわけですがけれども、我が府中町の実情はいかがでありますでしょうか。この問題をどう受け止めて対策に取り組んでおられるのかをお伺いいたします。

メンタルヘルスの問題は、もちろん自治体に限らず民間でも同じであります。つい先日にも大阪でメンタルクリニックの放火事件がありましたけれども、あそこでは、リワークプログラムという職場復帰の取組がかなり実績を上げて盛んに行われていたと、多くの人が参加していたとも報じられております。

また、都会に限らずどんな職場でも、公務員も民間労働者も一人一人が生き生きと伸び伸びと働ける環境があってほしいものであります。そして、公務員は、私たち特別職も含め、一般職も特別職も含め、共に頑張って全体の奉仕者の務めを果たしたいと思う次第であります。

そこで、第1の質問は、メンタルの不調によって病気休暇を取得したり、あるいは休職したりと、これを休務、務めを休むと書く休務と言うそうなんですけれども、これが人数が何人おられるのか、せんだっての総務省の調査への回答を基にした数ということになると思いますけれども、教えていただきたいと思います。その数の増減の傾向、あるいはほかの都市との比較等があれば教えていただきたいと思います。

それから、休務に至らないまでも、その相談を受けた、医務室等が相談を受けた数や傾向、あるいはそこに至る原因にもなりかねないハラスメントとか職場での不当要求とか、そういった報告例はあるのでしょうか、いかがでしょうかお尋ねします。

先ほども西議員も一般質問されておりましたけれども、コロナで仕事の変化があって、そうした中で、心の変調とか身体の変調がなければいいがという心配がありましたけれども、今回は、基本的にはちょっとその前の段階のデータということになりますけれども、そういった影響もあるのかどうか、お尋ねいたします。

それから、質問の第3は、そうした休務、休みからの復帰あるいは再びまた休むに至ると、そういう例がどうあるのかもお尋ねであります。

それから、質問の第4は、こうした問題を把握する窓口とか、あるいは相談体制が

どうなっているのかと、未然に防ぐ取組についてお尋ねいたします。職員組合の要求とか、あるいは連携とかそういったこともあるかと思いますが、いかがでございましょうか。

質問の第5は、直接こうした休務とは関係はありませんけれども、不祥事の対応等防止についてであります。近年、飲酒運転や暴力行為などの新聞報道があり、町民の目につくわけであります。府中町がとりわけ多いことはないはずでありますけれども、公務員は民間より厳しい目でつい見られてしまいます。本当にその点では何か不公平な感じもするわけでありますけれども、公務員の責任ということだろうと思います。メンタルが原因とは言えないケースも多いはずでしょうけれども、これらの事例にどう対応し、防止策を講じたのか、お尋ねいたします。

質問の第6は、メンタルの問題、こうしたものに取り組む町の姿勢をお伺いしたいと思います。これは最後に、また改めて副町長や町長にお答えいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○副議長（西山 優君） 答弁。

総務企画部長。

○総務企画部長（増田康洋君） 総務企画部長です。6番田中議員の一般質問、町職員のメンタルヘルス対策についてに関し、答弁いたします。

御質問の総務省メンタルヘルス調査につきましては、多発する災害、コロナ禍などにより、地方公務員のメンタル不調者の増加が懸念されていることから、地方公共団体における現状や対応策等を把握するため、本年7月に実施されたものです。

調査対象年度は令和2年度、調査対象範囲は一般行政部門の常勤職員です。よって、消防職員や教育委員会事務局職員、特別会計対象職員などは除いていることから、調査対象職員数は201人となっており、約130人程度の職員は除く調査となっています。

それでは1、メンタル不調によって病気休暇取得または休職した休務職員の数につきましては、総務省調査において、13人と回答しています。そのうち、1か月未満の休務者が4人、3か月を超える休務者は9人となっています。

近年の増加傾向といたしましては、平成30年度に5人、令和元年度に11人、令和2年度に13人と、増加傾向にあります。

ちなみに今年度は現在のところ、11人となっています。

他市町との比較につきましては、総務省調査がまだ公表されていないため、現時点では比較できない状況となっています。

医務室への相談につきましては、面談を行った総件数といたしまして、令和2年度が469件、今年度が現時点で339件となっています。ハラスメントの相談につきましては、令和2年度が2件、今年度が現時点で4件となっています。不当要求の相談はございません。

2、休務に至る原因につきましては、職員それぞれで異なります。仕事内容、人間関係、体調不良、家庭環境など様々なことが要因となっており、町も様々な対応を行ってはいますが、それが解消されないまま、勤務が困難な状況に至ったものと考えられます。

隠れ休務、休務予備軍につきましては、普段の状況をよく知っている所属長が、いつもと様子の異なる職員については、声かけや相談を行うとともに、所属長や本人から申出があれば、総務課長や医務室保健師が逐次面談を行うことで、休務に至らないよう対策を講じているところです。

また、長時間労働を行った職員に対しましては、産業医や医務室保健師による健康状況の確認や面談を行っています。

3、その後の復帰や再休務の状況につきましては、総務省調査の13人に関し申し上げますと、調査対象年度中に復帰した職員は11人、そのうち再休務となった職員は4人となっています。復帰に際しましては、人事異動の考慮やリハビリ出勤の実施など、職員の実情に応じ行っているところです。

4、相談体制といたしましては、医務室を9時から16時まで開設しており、先ほど申しましたとおり、総務課長や医務室保健師が逐次面談を行っています。

防止の取組といたしましては、毎年度職員を対象に、専門家を講師としたメンタルヘルス研修を実施しているところです。

職員労組からの要請といたしましては、医務室の開設時間の拡大に係る要求を受けているところですが、多忙な保健師の業務に関し、一部を委託するなどの業務改善を行うことで、現行の開設時間の中で、面談時間を確保してまいりたいと現在は考えています。

職員労組との連携といたしましては、職員の安全衛生管理や快適な職場環境の形成

を目的に設置しております安全衛生委員会の委員を、町と労組から選任しているとともに、ハラスメントの苦情相談を受け持つハラスメント処理相談員につきましても、町と労組から選任しており、連携を図っているところです。

5、飲酒運転を含む不祥事の対応と防止についてですが、職員の非違行為があった場合は、事実関係の確認を行った上、厳正に対処することとしています。

特に飲酒運転につきましては、昨年職員を懲戒免職としている中、その後、飲酒運転の撲滅に向けた行動指針を定め、今日まで全庁を挙げて取り組んできたところです。研修の実施はもちろんのこと、庁内メールによる注意喚起、ポスターの作成及び掲示による意識醸成、また、管理・監督者が所属職員の飲酒の状況等を聴取・把握し、アルコールが抜けるまでにかかる標準的な時間を計算してみるなどの職場啓発も行いました。

飲酒運転の撲滅に向けては、引き続き重点的な取組を行ってまいりたいと考えています。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（西山 優君） 2回目の質問はございますか。

6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） 田中です。答弁ありがとうございます。

あんたに質問されとうないわいという話かもしれませんが、これも我々の役割と御甘受をいただき、もうちょっとお話を伺いたいと思います。

最初にお伺いした休務者、いわゆる休んでる人の数等ですが、これが多いのか少ないのか、これもよく分からないわけですが、いろんな数字あるいは対応、これは役場の皆さんも大変だなと感じるところであります。それは、仕事が大変であるだろうし、管理・監督者も大変であろうし、働く現場もいろいろ大変だろうということを改めて感じるわけですが、令和2年度で13人の方が休まれたと、そのうち9人が3か月以上、1か月以上、結構多いのかなと、201人の町長部局のうちで9人が3か月以上のお休みを取られたということで、これは人数換算にすると、よくパーミル、パーミルというか1,000分比であるわけですが、1,000人の職員の場合だと45人が休むという、長期、1か月以上の休みという計算になるわけであり

ます。

全く同じ調査でないので比較するのは本当はいけないことかもしれませんが、

似たような調査で、地方公務員安全衛生推進協会、これは全国自治体のうちの350自治体を抽出した調査だそうですけども、令和元年度で1か月以上の休業は1,000人当たり27人というデータがあるようです。それに比べると、先ほどの府中の45人というのはちょっと多いかなとも思えるわけですが、これは統計的な有意差なのかどうか、あるいは調査の項目の対象の職場とか、その違いがあるのかもしれませんが。

ここらは、やはりある程度は大変なんですけれども、役場としてもきちっと受け止めなければいけない数字なのかなという気がいたしました。

これは、第2の質問というより、そういう見方、数字を見ての指摘というふうにとどめさせていただきたいと思います。

それから、2つ目で、原因背景についてお伺いし、これについてもなかなか分析は難しいんだと、一人一人かなり状況がみんな違ってるということで、仕事だけじゃない、人間関係やあるいは体調や家庭環境、そういうこともそれぞれであって、なかなか分析は難しく、しかも解消がしにくいというお答えでした。そのとおりだろうと思います。

しかし、そうはいつでも、職場では職場で解決できる問題はもちろんあるわけでありますから、職場での人間関係やあるいは上下関係、そういったところは職場で解決できるかもしれないところでありますので、常に目配りしていただきたいと思うわけであります。

そして、最初のデータのところでも御説明がありましたけども、今回の調査は消防や教育委員会やあるいは会計年度が、給料の出所が特別会計になっている職員を別にすることで、実際に役場に勤めている330人のうちの200人のデータというふうにお伺いしました。そうすると、先ほどの調査の休務者が14人、長期が9人というデータもその200人のうちの中であるわけですが、残る消防や教育委員会などの130人については、取りあえず表の数字には出てこなかったということですが、かなり少ないんだというふうにも伺っております。数字としてはそういうふうに教育委員会や消防は外れておりますけども、もちろん先ほどの医務室への相談だとか研修だとかは当然入っていると、対応の対象に入っているということなので、こちららもぜひ役場の外局という言い方はちょっとおかしいかもしれませんが、同じ役場の職員で人事異動もある職場もあるわけですから、目配りももちろん当然のことでしょう。



うけども、統計の分け方とは別にこうした原因や職場の人間関係その他、そういうところがないのか、常に目配りをお願いしたいと思います。これも質問というよりは御指摘にさせていただきます。

それから、3番目として、休務される方がリピーターというんですか、長引いたり戻ってきたりと、先ほどの13人のうちでも4人の方は再休務となっておると、時々休んでまた休むリピーターになる方もおられるということですが、これは基本的にはお医者さんの指導によるのが基本だと思いますけども、なかなか対応は難しいのだなと、そうした復帰のプログラムや状況も御配慮のほどを、さらにお願ひすると思います。

それから、第4番目の相談体制のことについてもお伺いしましたけども、医務室の保健室が面談を行ったり、あるいはいろんな研修もやっておると、労働組合からも医務室の開設時間の拡大を求められていると、なかなかそのとおりにはいかないのはよく分かるところではありますけども、やはり窓口はできるだけ広く、しかも、特に、これは民間でも公務員でも同じでしょうけども、上司に知られず相談できる窓口、これがよく大切だということは言われる、指摘されるところであります。悩んでも、いやうちの部長や課長にはちょっと言えんのかというのはよくある話でありますし、そういうときに外部の電話番号だとかそういうものがきちっと伝えられていると。あるお役所で見かけましたけども、トイレに電話番号が貼ってあって上司に知られず相談できるカウンセリング、どこどこ会社に通報なんていうのも見かけるわけですけど、トイレに貼るかどうかわけにして、そういった体制も整備なさっているのかどうか、これはちょっと改めて確認してお聞きしたいと思います。

ある政党のポスターにキャッチコピーに「小さな声を、聴く力。」というのがありまして、あれすばらしいですね。最近ちょっと見かけないのが、どうにかしたのかと思うんですけども、あ、そうだと、私の小さな声、あそこで聞いてくれるんだという駆け込みの、何というんですか、受入口というのは大事だろうと思います。最近の岸田首相は、何か聞く力は強い大きい声しか聞かないよって、何か評判の悪いところもあるようですけれども、やはり小さな声を聞く力を、それをキャッチする窓口、これ大事だろうと思います。この辺の体制、ちょっと改めてお聞きしたいと思います。

それから、不祥事についてもちょっとついでのような聞き方で申し訳ありませんが、聞きました。やっぱり公務員というのはどうしても目につくわけです。アルコールの

問題については、行動指針を定めて、具体的にいろんなチェックもやっておるということで、これはすばらしいと思いますね。いわゆる現場主義とか呼びかけだけで、おい、やめやというんでは効果が上がらない、できることを簡単にできる範囲で何かプログラムをつくるというのは、これ本当にいいことだろうと思います。

以上、ほぼ1つですけども、小さな声を聞く窓口、ここも大切さがあるんじゃないかと思って、ちょっと改めてお聞きしたいと思います。

○副議長（西山 優君） 答弁。

総務課長兼職次長。

○総務企画部次長兼総務課長（森本雅生君） 総務課長兼職次長です。田中議員の2回目の御質問にお答えします。

上司に知られず相談できる窓口ということの御質問だったかと思いますが、職員が組合員となっております広島県市町村職員共済組合で健康相談をすることができる窓口が設置してあります。職員へは、共済組合の事業を掲載した冊子を配付することにより周知をしているところです。

以上です。

○副議長（西山 優君） 3回目の質問ございますか。

6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） ありがとうございます。

その小冊子のことは私もちょっと聞いたわけですが、何か配ってから年がたって、もうほとんど忘れ去られてる面もあるというふうにお聞きするので、ぜひ、また改めてそういったことが目につくような、周知するようなことも御検討いただきたいと思います。

それと、最後にさっきも言いましたけども、申し訳ありませんが、町長、副町長、トップのお考えをお尋ねして質問を終わりにしたいと思います。

佐藤町長は、就任以来、笑顔な役場を掲げておられて、実際にスマイルに努めて、これは御苦労なことだなと感心している次第であります。役場の職員が外に対してスマイルであることと、もう一つはやっぱり役場の中にスマイルを増やして、職員がより生き生きと働ける体制、そういう源になるものだろうと思います。職員のメンタルの問題に対するお考えと、トップとしての姿勢をお尋ねいたします。

そして、その前に副町長からも一言頂きたいと思います。

9月の定例会でも一般質問に対して、町長の補佐役を務め、職員のよき相談役も務めるとお答えになっております。町長の補佐役というのは、もちろん言いなりになるというわけではなく、時には苦言や諫言や、いさめるほうの諫言ですね。それもできる方だと、そういうふうには部下や後輩から見られるということが、やはりいろんな声を集めるのに大切な姿勢だと思います。勝手なことを言って申し訳ありませんが、何か職場で問題が起きてるときに、町長にはちょっと言いにくいけど、あの副町長には言えるというケースもあるかとは思っています。2年間で県庁に帰られるという副町長もそれはそれで役割があると思いますが、ある程度、腰を据えるんだという姿勢も見える副町長にはやはりまたそれなりの信頼感もあるのではないかと思います。

重ね重ね何か偉そげにおまえが言うことかと再度言われそうでありますけども、トップのお二方の考えをお聞きして、これで質問を終わりにしたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（西山 優君） 答弁。

副町長。

○副町長（齋藤哲也君） 副町長です。田中議員の町長の補佐役あるいは職員の相談役としての現状認識ということで答弁をいたします。

近年、社会経済状況が急激に変化する中で多発する災害、あるいは新型コロナウイルスの対応などによりまして、行政需要、多様化、複雑化しており、職員の負担もかなり大きくなってるといふふうに感じているところでございます。

メンタル不調の原因は、こういった社会情勢といったことだけではなく、人間関係あるいは家庭環境など様々な要因が複合的に影響しておりまして、近年、メンタル不調を来す職員が増えてるといふことは、私も実感しているところでございます。

私の勤務いたしました広島県庁あるいは国民健康保険団体連合会においても同様の傾向にあったといふふうに感じておりました。そういった中で、町といたしましては、先ほど、総務企画部長が答弁いたしましたように、産業医あるいは保健師の面談、様々な対策を講じているといふところでございますけども、私の立場といたしましては、まずは、本人がメンタル不調を早期に自覚すること、あるいは、周囲の職員が早くその不調に気づくことが何よりだといふふうに思っておりまして、日頃から職員間、特に管理・監督者が職員の体調を観察し、変化に気づいてあげると、こういった姿勢が必要であるといふふうに考えております。

また、復職に関しましては、リハビリ出勤など、こういった復職のプログラム、これをまず確実に行うということが重要だと思いますけれども、職場といたしましては、そういう当該職員の連絡を定期的に行うなど、職員だけではなくて、職場でもこういう復帰に協力して職場全体で取り組んでるという姿勢が大事だというふうに考えております。

職員は、行政を運営する上で貴重な戦力でございますので、可能な限りこういったメンタルの不調を来さないよう、あるいはこういった休務として長引かせないというように努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（西山 優君） 答弁。

町長。

○町長（佐藤信治君） 田中議員の御質問で、笑顔のあふれる役場のメンタルヘルス対策としての現状認識というふうには理解してなかったんですけど、笑顔があふれる役場とメンタル対策というのは、直接つないで取り組んでるわけではございませんので、最後のほう、それをどうしても基盤として必要だということを申し上げますが、まずは、笑顔をあふれる役場というのが、どういう経緯で町の取組になったかということをお話させていただきます。

私は、平成28年、2016年の6月に府中町長に就任をいたしました。その際に町民の皆様にお約束した3つの宣言というのが、広島都市圏で一番の子育てしやすいまち、それから志を育む教育のまち、バランスの取れた行政運営と、この3点でございました。そして、そのプラスワンとして笑顔の役場創出ということを掲げまして、それを実現するために今日まで参ったということでございます。

まずは、初任者だけに行ってた接遇研修を管理職を含めた全職員を対象に実施をしようと。役場入ったときだけ研修してそこでおしまいということではなくて、全職員でやると。特に、経験年数の高い職員はもう慣れてしまってますので、初任者が学んだことを職場で実施しようとしても、周りはみんなしてなかったら誰もしないですよ、定着しない。ということで、全職員を対象にいたしました。

それから、職場執務室の整理整頓を職員に求めてまいりました。町民には、お客様には、必ず挨拶をすること、笑顔に努めること。職員によってはこのことが得意、不得意ということがあるかもしれませんが、笑顔と挨拶、これはビジネスとして行う

んだということを申し上げました。

また、清潔で明るい役場とするための執務環境の改善に取り組むということですが、これは来庁されるお客様に快適であるということもありますが、同時に、職場の整理整頓というのは仕事の生産性を向上させる取組でもあるということです。無駄な書類を放置しているスペースの無駄、必要な書類を探す時間の無駄、雑然とした職場環境で起こしがちな仕事のミスの無駄、こうしたちりも積もれば大きくなる無駄を根絶する取組だということでありまして、挨拶・笑顔・整理整頓は仕事のおまけではなくて仕事そのものと、そういった職場風土にしたいというふうな思いで取り組んでまいりました。

また、笑顔の役場創出というのは、何も役場に、職員に限ったことではないということで、令和元年度に大規模な機構改革を行いまして、したということも役場の笑顔の役場創出の一つだというふうに認識をしております。町民目線でサービス窓口の再編・集約をし、町民の皆様にとって分かりやすく利便性の高い組織に再編できるのではないかというふうに思っておりますが、現在、3年がたちましたので、その検証、よかったところ悪かったところ、それを含めて検証を今行っているということです。

それと、これと一体となって庁舎役場2階のリニューアルを実施しました。庁舎全部を改築更新するということではできませんので、役場の顔と言える多くのお客様が来庁される2階フロアに限りましたが、利用しやすく分かりやすいサイン表示、お迎えの姿勢と個人情報への配慮、明るい空間演出と待ち合いスペースの確保など、木の、木ですね、温かみを感じられるフロア、明るく開放的なロビーとして来庁されるお客様もきっと笑顔になっていただけたのではないかなというふうに思っております。

また、こうした改革を担う職員には、自らを成長させる仕事に直接するものだけではなくて、今、就いてる業務に直結する業務の研修だけではなくて、自学を進めまして公務員として好ましい、例えば自治体法務検定、秘書検定、あるいは簿記などの資格取得の支援を行いまして、人材育成にも努めてまいりました。

さて、御質問の職員のメンタルヘルスについてでございますが、笑顔の役場創出は、職員が心身ともに健康であってこそ成り立ちます。幾ら言うことを言ってもメンタルヘルスで不調な職員がたくさんいて明るい職場にはならないわけでございます。ただ、30年豪雨災害以来、毎年起こる災害への対応やコロナウイルス感染症の対応などによって、職員の時間外勤務も非常に増加をしてきております。

先ほどの部長答弁にありましたように、メンタルヘルス不調者は増加傾向にあります。そして、取組については、既にもう答弁させていただきましたが、その経過の中では、職場組織に対して専門的な、メンタルヘルス不調者が出るような職場の要因があれば、その要因分析をしたり、支援をしていただける事業者を探したり、広島県のほうにも助言を頂くような求めたりをしてまいりましたが、なかなかそういう事業者がいらっしゃらない。あるいは、県も講師を派遣していただいても恒常的に手法分析をして指導すると、助言をするというような体制にはなっていないということで、今現在のところ決め手に至っていないというのが現状でございます。

したがいまして、今まで答弁させていただきましたメンタルヘルス対策を引き続き進めるとともに、休務者となった職員に対しましては、先ほど副町長のほうも触れましたが、一人一人丁寧な対応を行っていきたいというふうに考えております。

答弁は以上です。

○副議長（西山 優君） 以上で、第5項、町職員のメンタルヘルス対策について、6番田中議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係第6項、府中公民館等改築事業の進捗状況と今後の事業運営等について、11番寺尾議員の質問を行います。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 11番寺尾です。一般質問ということで、府中公民館等改築事業の進捗状況と今後の事業運営等について質問させていただきます。

質問の主旨でございます。

府中公民館等改築工事は、順調に進んでおります。現地では、工事用の仮囲いが外れ、駐車場のラインも引かれております。ほぼ建物の完成は間近ということとなっております。立派な外観と相まって、住民の皆様の期待も膨らんでいると思います。地域の生涯学習の場として、また歴史文化の拠点、地域防災防火の施設として、皆さんに大いに利活用いただき、愛される施設、また地域のシンボリックな施設となることを願っております。

そこで、工事の進捗状況と今後の事業運営等について以下の3項目について質問をさせていただきます。

1つ目が、改築事業の進捗状況についてでございます。

来年４月オープン、開館に向けての具体的なスケジュールはどのようになっているのでしょうか。オープンまでの今後の予定や開館行事の予定などをお聞かせください。地域の方が参加するイベントなどの計画はあるのでしょうか。

２つ目が、管理運営と事業運営についてでございます。

これまで、それぞれ別の建物でありました３つの施設が１つの施設に複合化されます。消防団詰所は少し性格を異にし、動線も別になっておりますが。公民館と資料館は出入口が一緒に複合化で異なる世代、目的を持った人の交流を促す狙いで整備されたということでございます。

開館後の公民館と資料館の管理運営と事業運営をどのように進めていくのか伺いをいたします。特に、資料館につきましては、下岡田官衙遺跡の国史跡指定が行われ、展示品の更新も実施されるということでございます。大いに期待されます。今後の展示企画や事業運営の方針をお聞かせをいただきたいと思います。

３つ目が、周辺の整備計画についてでございます。

当該地区は、総合計画の土地利用計画において歴史・文化系の地区として位置づけられております。現在の史跡を継承していくとともに、歴史・文化を発信していく中心となる地区とされております。当該地区の整備計画は、今年度予算に河川敷工事設計委託料が予算計上されております。検討が進められているものと思います。当該地区の周辺、河川敷、防災広場などの整備計画はどのようになっているのでしょうか。

現在の歴史民俗資料館の解体は令和５年に行われると、に考えているとのことでした。それまでの歴史資料館の維持管理、運営はどのように計画されているのかお伺いします。また、公民館の隣地の防災広場は凸凹でありまして、雨水排水も不十分な非常に使い勝手が悪い公共施設と思っております。今後の整備計画はどのようになっているのかお知らせをください。

以上、質問いたします。

○副議長（西山 優君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） 教育部長です。

１ １番寺尾議員、府中公民館等改築事業の進捗状況と今後の事業運営等についてに、答弁いたします。

なお、総務企画部所管の内容も含まれておりますが、私のほうで一括して答弁しま

す。

それでは、まず、１点目の御質問、改築事業の進捗状況について答弁します。

府中公民館等改築工事ですが、令和４年１月の竣工に向けておおむね工程どおりに進捗しています。また、歴史民俗資料館展示制作についても、専門的な業務もありますので、文化財保護審議会の委員に専門分野の監修をお願いするなどしておおむね工程どおりに進捗しています。

来年４月開館に向けての予定でございますが、現在の公民館の定期活動グループ等の利用を令和４年１月３１日までとし、２月１日から臨時休館とさせていただき、新公民館の開館に向けた準備をしていきます。２月以降は、公民館で使用する備品の納品・設置を３月中旬までに完了し、事務室の移設、新公民館の運営準備・確認を行っていきます。３月下旬には内覧会、４月１日に開館式典、その後、一般開放し見学していただく期間を設けて、４月中旬からは通常利用開始を予定しています。また、４月下旬には公民館の開講式と併せて、開館イベントの開催を計画しています。

次に２点目の御質問、管理運営と事業運営について答弁します。

開館後の公民館と歴史民俗資料館の管理運営についてでございますが、公民館では、これまでの機能や規模を基本に整備していくため、現在の職員体制を維持し、歴史民俗資料館では、資料館の管理、歴史資料の保存・整理を行う職員を新たに配置することも検討しております。

歴史民俗資料館では、下岡田官衙遺跡が国史跡指定されたことを受け、展示にて歴史の大きな流れを解説するとともに、併せて出土している瓦や土器、木製品などを並べ説明し、府中町の身近な歴史とのつながりを感じられるよう配慮しています。

さらに下岡田官衙遺跡遺構周辺の航空写真を利用して、当時の建物や人々の生活の様子が映像として現れる視覚的効果を用い、今まで以上に理解しやすい展示を心がけてまいりたいと考えております。

このたびの改築により複合施設となりますので、公民館や資料館の利用者がそれぞれ他の活動や取組に興味関心を抱き、利用者の活動の幅を広げ、生涯にわたって学び続ける多様な学習活動の場を提供できるよう運営していきたいと考えています。

次に３点目の御質問、周辺整備計画について答弁します。

まず、府中公民館等を取り囲む道路、本町３６号線と本町４０号線の道路改良工事を本体改築工事に合わせ、現在行っているところです。



河川敷、こちらは、歴史民俗資料館跡地のことだと解しますが、9月議会の一般質問答弁から特段の変更はございません。技術的観点から検討する設計業務委託の内容を基に、令和4年度に検討を行うとともに、県とも協議を重ねる中で方針を定め、令和5年度予算に、当該方針に基づく解体や護岸復旧に係る施工費を計上したいと考えています。

なお、9月時点では、発注できていなかった設計業務委託につきましては、今月2日契約を行ったところです。

現歴史民俗資料館が解体される期間までは、資料等整理作業を行うので現状のまま使用する予定です。

また、防災広場は、現在の防災倉庫及び空地を維持し防災対策を講じることとしており、今後の整備計画はございません。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（西山 優君） 2回目の質問ございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） 答弁、ありがとうございます。

再質問でございます。

まず、進捗状況、今後の予定というところですが、オープニングに向けて様々な事業とか準備作業など、多忙を極めていると思われます。住民の皆さんが大いに期待される待ち望んだ施設でございますので、着実に確実に作業を進めていただきたいと思います。地域の皆様方の参加協力を得て進められたらとも思っております。

再質問でございますが、答弁にありました内覧会というのはどういったものなのでしょう。対象はどういった方々なのでしょう。もう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。

また、公民館の開講式と併せた開館イベントを計画しているとのことでしたが、それ以外の歴史民俗資料館と消防分団の詰所の開館、オープニングイベントとかいうのは特に予定はないのでしょうか。ぜひ行っていただき、広く地域の方に施設のことをアピールしていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

次に、公民館の開館準備状況についてでございます。

設備・備品関係の状況はどうなっているのでしょうか。これまで公民館にありまし

た施設が、設備が新公民館に引き継いであるのでしょうか。公民館活動や地域活動などに非常に活用されていたものは、継続して設置していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それと、公民館は2月1日から開館準備のため臨時休館するとのことですが、公民館の定期活動団体などの新年度の予約受付はいつから予定をされているのでしょうか。施設も変わり、また、各団体の検討時間や調整も必要だと思いますので、早めに案内と受付を行ったほうがいいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

また、先ほども触れましたが、開館当時は新施設の案内、設備・備品の使用方法の案内など、職員は多忙を極めると思います。また、利用者側からすると、円滑な利用促進や親切な説明などのために、館内案内担当などの臨時の職員の配置などを検討できるのではないかと思います。開館時の職員体制をどのように考えておられるのか伺いをいたします。

次に、2つ目の管理運営と事業運営についてでございます。

資料館に、資料館の管理、歴史資料の保存整備を行う職員を新たに配置も検討するという御答弁でしたが、この方は学芸員資格、そういう専門職ですが、そういった学芸員資格者の配置となるのでしょうか。

また、現在の公民館と資料館の開館時間と休館日は異なっております。公民館の開館時間は8時半から午後10時、22時、資料館については10時から16時、4時まで、そして、休館日については公民館は月1回、第4月曜日ですが、資料館については毎週の月曜日というふうに異なった運用をされておりますが、これについては施設が1つとなるということで統一するのでしょうか。また、違った運用をされるかについて伺いをいたします。

次に、下岡田の遺跡に関してですが、さきの答弁では、新たに映像として現れる視覚的効果を用いた理解しやすい展示を行うということでした。これが展示の目玉となるような気もいたしますが、もう少し具体的にどういったものになるのか説明をしていただければと思いますが、どうでしょうか。また、資料館の展示資料を解説するガイドの方なんかの配置はできるのでしょうか。

それと、次に、先週の議会の条例改正で通常展示の入館料は無料のままということでしたが、それ以外に、収入を上げる方法は考えておられるのかどうか、ミュージアムショップというのはありますが、そこまでとは言いませんが、資料館のグ

ッズとか関連の書籍などを企画開発し販売することや、公民館と一部供用ということですが、駐車場もございますので、目的外利用者の抑制面も考えて一定の条件をつけた駐車場の有料化なども検討することができるのではないのでしょうか。そういった収入確保策について何かお考えがあるかお伺いをいたします。

3つ目の質問ですが、周辺の整備計画についてでございます。

質問でも触れましたが、当該地区は歴史・文化系の地区で、周辺には榎川、多家神社、たれその森があり、府中町の長い歴史と文化と自然が感じられる地域でございます。元の役場があって、かつての町の中心地でもありました。こうした背景、こうした地域にふさわしい環境整備が求められていると思っております。資料館の解体工事の設計検討を行い、県と協議し、令和5年度予算に関連予算を計上したいということでしたが、周辺全体の河川敷の広場化について県との協議はどうなっていますか、お伺いをいたします。

また、周辺の整備計画はいつ示されるのか検討状況についてお伺いをいたします。

また、個別のちょっと施設になるんですが、現在の消防団詰所、河川敷にある消防団詰所の解体時期はいつを予定をされておりますか。

また、河川敷の整備に関連して、現在、榎川に橋が2つ架かっております。1つが資料館の前の榎橋という橋と、あと消防署の前の消防署前橋という2つの橋がありますが、これらについて取り壊しが行われるのかどうかお伺いをいたします。

次に、公民館の隣接地の防災広場ということですが、これについては防災倉庫及び空地を維持し、今後の整備計画はないという御答弁でしたが、本当に現状のままで本当に有効活用できているのかどうか、私は大変疑問に思っております。この土地は、もともと企業の独身寮の跡地を町が多額の費用で買い取った町有財産であります。周辺が整備される中で現状のままの荒れ地の状態で今後も永続的に置いておくということにはならないと思っております。現在は、公民館の工事用の車両の臨時駐車場として利用されてはおりますが、これまで夏場などは雑草が生い茂り環境面からも課題が生じております。防災面だけに限らず、公共広場としてももっと利用しやすい形に、せめて雑草の発生を抑えるとか排水設備をもう少し水の流れをよくするとか、敷地内にちょっと形状の区切るような不要なブロックもありますので、そういったブロック塀を撤去するなどしてもう少し公共用地、広場として使いやすい形に整備するということを行ったらどうかと思っております。町有財産の有効活用、そして、既存密集市

街地内の公共空地の適正管理の問題として考えていただきたいというふうに思っております。

再質問は以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（西山 優君） 答弁。

社会教育課長。

○社会教育課長（山本進一君） 社会教育課長です。

1 1 番寺尾議員の2回目の御質問に答弁させていただきます。

まず、1点目でございます。

内覧会についてでございますが、新公民館の内覧会では、議員の皆様、近隣地域の代表等の皆様に開館前に各部屋や設備を見ていただく予定でございます。

2点目、開館イベントでございますが、公民館と開講式と併せた開館イベントについては、教育部長の答弁にありましたように計画をしております。歴史民俗資料館と消防団詰所の開館イベントについてですが、歴史民俗資料館とのイベントについては、今年度、開催中止となった国史跡指定下岡田官衙遺跡の記念講演会の開催を計画しております。消防団の詰所については、公民館の開会式と併せて行いたいと考えております。

3点目、公民館の設備・備品の状況でございますが、これまであったものは継続して引き続き公民館活動や地域活動で活用できるように備品の準備は進めてまいりたいと考えております。

4点目、定期団体の予約受付でございますが、予約受付は12月中に案内し、1月から受付を行う予定です。

5点目、開館時の職員の体制についてです。

現在の体制、4名をまず予定しております。開館時は業務は多忙となりますが、利用者の皆様が円滑に御利用いただけるよう、課内での業務支援などで対応していきたいと考えております。

続きまして、学芸員等の配置でございます。

学芸員等の配置についてでございますが、今後の事業運営や内容などを考慮し、適宜、検討してまいりたいと考えております。

次に、公民館と資料館の開館時間等についてでございます。

公民館と資料館の開館時間と休館日についてでございますが、公民館の開館時間、

現在 8 時半から 10 時までと休館日、第 4 週の月曜日と資料館の休館日、これは毎週月曜日は変更せずに運用していきたいと考えております。

なお、資料館の開館時間、現在 10 時から 16 時までについては、近隣の市町の資料館等の開館時間を調査し、現在検討しております。多くの方に来館していただけるよう調整していきたいと考えております。

次です。

視覚効果を用いた展示についてでございますが、資料館では、歴史資料など魅力ある展示をするため、映像機器や音声機器、模型を用いております。その中で、下岡田官衙遺跡では、これまでは写真で遺跡を確認していただいておりますが、新公民館では、タブレットパソコンを利用し、想定復元された安芸駅家の建物が現れる体験映像が見られるよう視覚的効果を用いた理解しやすい展示の準備をしております。

ガイドの方の配置についてでございますが、現歴史民俗資料館では、府中町歴史文化ガイドクラブが来館者に対しボランティアガイドをしていただいております。新資料館においても継続し、町民の方と一緒に下岡田遺跡の情報発信などをしていきたいと考えております。

また、郷土に興味のある児童生徒を巻き込んだ事業展開も予定しており、ボランティアの育成など手作りでみんなで楽しめる施設の運営を考えています。

次に、他に収入を上げることは考えられないかということでございますが、資料館のグッズや関連書籍など、企画開発については現在のところ予定はございません。また、駐車場の有料化についても考えはございません。

なお、このたびの改築により駐車場の駐車台数が 62 台となり、改築前よりも駐車台数が増加しますので、施設の使用目的外及び長時間の駐車防止の対応は検討していきたいと考えております。

答弁は、以上でございます。

○副議長（西山 優君） 政策企画課長。

○政策企画課長（土井賢二君） 政策企画課長です。

私のほうからは、周辺整備計画についての質問に対して答弁いたします。

まず、歴史民俗資料館跡地の広場化という御質問ですが、9 月議会の一般質問で答弁いたしましたとおり、跡地利用は現時点では白紙であり広場化ありきではございません。

今年度の設計業務委託の内容により来年度検討を進めますので、跡地の計画をお示しできるのは、その後になろうかと考えております。したがって、県との協議も現時点では特段の進捗はございません。

次に、河川敷にある消防団詰所の解体時期ですが、実施計画どおり来年度解体する予定としております。

次に、榎川に架かっている2橋についてですが、こちらについても今年度の設計業務委託の検討項目としておりますので、その内容によってということになりますが、民家等の存在については当然考慮することとなると思っております。

次に、防災広場の有効活用についてですが、当該場所は備蓄倉庫の整備、また避難場所や災害時の廃棄物の仮置場に利用する土地として購入したものでございます。言わば、備蓄倉庫以外の部分につきましては空地であることが行政目的であると認識しています。よって、公共広場化の計画は持ち合わせていないところですが、行政財産の目的外使用として民間にお貸ししている現状もございますので、荒れ地状態とならないように適切な維持管理に努めてまいりたいと思っております。

答弁は、以上です。

○副議長（西山 優君） 3回目の質問はございますか。

11番寺尾議員。

○11番（寺尾光司君） ありがとうございます。

1点目の進捗状況に関してでございますが、新公民館の設備・備品関係で、これまでであったものにつきましては継続して引き継ぎ、準備していただいているとのことで、これは安心をいたしました。これまで活用されていたものが、一方的になくなるのではないかという声を聞いておりましたが、ちゃんと対応していただけるということで感謝をいたしております。やはりなくすということならば、利用者にちゃんと理由などを話をしてから進めていってもらいたいと思っております。

次に、開館時の職員体制でございますが、現行どおりの配置ということで、繁忙時は課内の応援で対応するということですが、新しい施設でございまして、施設のこと、備品・設備のこと、利用方法のことなど多岐にわたることを来訪者の全ての方から説明を求められるという状況になると思います。応援でというやり方よりも期限を限った中でも専任者の配置などが望ましいというふうに思いますので、ぜひ検討していただければというふうに思っております。

次に、要望ですが、工事竣工後ということですが、新たな公共施設は今まで以上に町民の方に、また利用者の方々に喜んでいただける施設になるようにしていかなければならないと思っております。施設が落成した後も、施設を利用してから初めて分かる施設や備品などの不備や見落としなどがどうしても出てくるというのが実態でございます。できたばかりの施設だからとか、今から遅い、もっと整備途中に言ってくればいいのにといったようなことで、現場の声をただ押し返すということはせずに、その内容とか必要性をしっかりと検討し、必要であれば迅速に対応していただきたいと思っております。これは財政当局にもよろしくお願いしたいというふうに思っております。

こういった対応が、細かなものもあるかと思いますが、こうした細かな対応ができれば、住民の満足度がさらに上がるものとなると思っております。この点はぜひよろしくお願いしたいと思います。

2つ目が、管理運営と事業運営についてでございます。

学芸員の配置につきましては、事業内容を考慮して適宜検討していくという答弁でございました。適宜検討という意味はよく分かりませんが、新たに職員を配置することでございますので、ぜひ職員の任務としては管理や保存、整備の業務だけではなくて、展示品とか調査・研究も担えるような指導育成を行って、資料館の業務の充実に努めていただきたいと思いますと思っております。

学芸員の資格者の配慮もですが、まず、資料館としての保管、展示、調査・研究の業務を充実・強化させる体制づくりを図っていただきたいと要望をいたします。

開館時間と休館日につきましては、公民館は変更せず資料館についてどうするか検討中ということでございます。今回の両施設の複合化メリットを職員体制、管理運営、事業展開などについてしっかり出せるように検討を進めていただきたいというふうに思います。

また、展示の関係ですが、タブレットを見たら、安芸駅家の想定復元図が浮かび上がってくるというようなことで、非常に興味深いものになると思います。期待しておりますところですが、これは今回1回、新たにつくったら終わりというのではなく、関係資料の調査・研究が進むことで復元内容もさらに更新されるということになるのではないかというふうに思っております。継続して内容の充実に取り組んでいただきたいというふうに思います。

さらに、開館当初の資料館は国史跡の指定もありまして、新たな展示品の内容とい

うことになりまして、多くの方々が訪れ、府中町の歴史・文化、魅力の発信に大きく寄与する施設になるものと思っております。継続的に資料館に人を引きつけるため、リピーターとかファンを増やしていくためには企画展の開催とか展示内容の計画的な更新・充実に努めることが不可欠でございます。これまで資料館を40年近く管理運営をしていた実績と経験を踏まえて、さらなる歴史・文化をつないでいく永続的な新施設となるよう運営に努めていただきたいということを要望をしておきます。

加えて、収入確保策でございますが、予定はないという答弁でございましたが、国史跡の効果というか、そういうものもありまして注目が高まっております。内容については、町外からの集客も見込めるのではないかというふうに思いますので、観光の施策としても他の部局とも連携し、ぜひグッズ開発なんかを検討は進めていただきたいと思っております。要望をいたします。

あと、周辺整備の問題ですが、周辺整備計画は広場化ありきではないという答弁でございますが、広場以外の何を想定されているのかが分かりませんが、今後、県との協議を経て跡地計画を策定していくとのことでございます。

当該地域は、将来計画として榎川の河川改修、茂陰変電所線の県道整備が予定されている地区でもあります。また、河川敷には民間の占用物件の対応というものもあると思います。しっかり県と協議をいただき、町の歴史・文化ゾーンとして歴史・文化・自然が感じられるような整備を進めていただきたいと思っております。

また、榎川に架かる橋につきましては、宮の町と本町をつなぐ通路、経路になっております。また、橋を利用して榎川の河川の清掃活動も行われております。基本的には残す前提で考えていただきたいと要望をしておきます。

防災広場でございますが、荒れ地状態にならないよう、適切な維持管理に努めるということでございます。しっかりとした管理をお願いしたいと思います。この広場は、空地であることが行政目的であるとのことでございますが、空地として、空き地としてもっと有効活用できるように必要最小限の整備は検討してほしいと思います。避難場所としても資材の仮置場としても臨時駐車場などとして有効活用するためにも、最低限の整備は必要ではないかと思っております。要望をいたしておきます。

以上、再々質問ですけど、提案型の要望ということで、要望ということで質問を終わります。

理事者側で、特に答弁の必要があるというふうに思われたら答弁をいただきたいと



と思いますが、答弁がないということならばしっかりと私の要望を検討いただくということと理解をいたしますので、よろしくお願いいたします。

質問は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（西山 優君） 以上で、第6項、府中公民館等改築事業の進捗状況と今後の事業運営について、11番寺尾議員の質問を終わります。

以上で、総務文教関係の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○副議長（西山 優君） ここで、休憩いたします。

再開は13時からいたします。休憩。

（休憩 午前11時54分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（益田芳子君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 続いて、厚生関係の質問を行います。

厚生関係第1項、府中町の犬の飼い方の現状について、2番宮本議員の質問を行います。

2番宮本議員。

○2番（宮本 彰君） 2番宮本でございます。お昼の一発目をさせていただきます。

それでは、質問事項ですけれども、府中町の犬の飼い方についての現状について。

質問主旨ですが、家庭に犬がいることはとてもすてきなことでございます。その存在が家庭内での会話を増やして家族関係を円滑にしたり、子どもにいたわりの心や命の大切さを教えたりしてくれます。また、犬と触れ合うことで血圧の高い方とかいう方は、低下の要因になって心が落ち着くなど心身の健康への効果も言われております。

しかし、犬も命ある生き物ですから日々の世話は大変で、餌やりはもちろんのこと、散歩、排せつ物の処理、鳴き声等近隣に気を遣うこともたくさんあると思います。

私は、毎朝歩いて出勤しておりますけれども、犬のふんを踏んづけたりしたときの気持ちはかなりディープブルーになって、飼い主に対して計り知れない憤りを覚えたりすることがあります。また、犬の散歩をしている飼い主で犬の排せつ物を処理する用具を持っていらっやらない飼い主を見かけると、犬が排せつ物をしたらどうするん

だろうと思ったりもします。しつけのよい犬は家で用を済まして外ではしないと聞いておりますけども、犬のことですからいまいち信用できません。

そこで、お伺いします。

町内より寄せられる犬の苦情の種類と件数。

2番、寄せられた苦情の具体的な場所と件数。

3番、犬の苦情に対して、町としての対応は。

4番、町内からの苦情を踏まえ、今後の啓発と広報の方法をどうされるのか、以上、よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（金光一隆君） 町民生活部長です。

2番宮本議員からの一般質問、府中町の犬の飼い方の現状についてに答弁します。

犬の登録数は、令和3年11月末現在1,941頭となっており、議員が言われるように飼い主の方にとっては犬は非常に身近な存在で、大切な家族の一員であり、癒し効果などによる精神的、身体的なメリットもあることから府中町でも多くの方が犬を飼っておられます。

また、一方では犬も社会の一員として飼い主の方には、決められたルールを守るとともに、近隣の方がお互いに気持ちよく過ごせるようマナーに気を配ることが必要となっておりまして。

そこで、犬の飼い方の現状等について、4つの質問を頂いております。

1つ目の御質問、町内より寄せられる犬の苦情の種類と件数についてですが、令和2年度の苦情件数は19件で、苦情の種類は排せつに関する苦情、いわゆる散歩時のふんの後始末をしないが18件と放し飼いに関する苦情が1件でした。

令和3年度11月末現在の苦情件数は、全て排せつに関する苦情で14件となっております。

続きまして、2つ目の御質問、寄せられた苦情の具体的な場所と件数についてですが、令和2年度は、浜田が6件、柳ヶ丘と桃山が2件、桜ヶ丘、清水ヶ丘、山田、石井城、城ヶ丘、八幡、大須、青崎中、浜田本町が1件、令和3年度11月末現在では、浜田3件、本町、八幡が2件、石井城、鶴江、城ヶ丘、瀬戸ハイム、柳ヶ丘、桃山、青崎中が1件となっており、町内の広範囲で苦情が発生している状況でございます。

次に3つ目の御質問、犬の苦情に対して、町としての対応についてですが、苦情に対して相手が特定できる場合は指導を行っておりますが、特定できない場合は、ペットのフンは持ち帰りましょうという内容の環境啓発看板をお渡しして設置していただくことで、迷惑行為の防止を図っています。

次に4つ目の御質問、町内からの苦情を踏まえ、今後の啓発と広報の方法についてですが、広報ふちゅうで、令和3年度の4月に、散歩時のペットの排せつ物の処理に関する啓発、9月には、動物愛護週間として動物の適正な飼育について掲載をしました。また、府中町公衆衛生推進協議会発行の公衛協だより7月号に、飼い主のマナーについて掲載していただいております。

府中町のホームページでは、ペットを飼うときのお願いとして、無駄ぼえ防止のしつけや、ふん尿の始末などを徹底し、近隣の迷惑にならないよう気をつけることなどを掲載しております。

今後も広報ふちゅうやホームページの掲載などによる周知と啓発を行い飼い主のマナーの向上を図ってまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問はございますか。

2番宮本議員。

○2番（宮本 彰君） 2番宮本です。答弁、ありがとうございました。

日中犬の散歩をされている飼い主は、人の目もあるのできちんと後始末をされていると思いますけども、夜暗くなってこそそと散歩をされている飼い主の方は、排せつ物の始末をする用具を持っていない飼い主を見かけたりすると、どうしても疑いの気持ちを持ってしまう。社会で共同生活をしていく上で、最低限のマナーは守っていただきたいものです。

府中町では、犬を飼ったら役場に犬の登録をすることが飼い主の義務としています。答弁でありました町民の苦情を盛り込んだパンフレットやリーフレットをぜひつくっていただいて、登録のときに来られた飼い主に説明しながらパンフレットとかリーフレットを渡して、飼い主としてのマナーを守るような啓発を今後していただきたいということを要望として質問を終わります。

○議長（益田芳子君） 以上で、第1項、府中町の犬の飼い方の現状について、2番宮本議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第2項、今後のごみ処理の検討に早期着手を、12番力山議員の質問を行います。

12番力山議員。

○12番（力山 彰君） 12番力山です。

今後のごみ処理の検討に早期着手をということで質問いたします。

質問の主旨でございますが、現在、安芸郡4町の可燃性廃棄物は、坂の安芸クリーンセンターで焼却処理をしています。この施設は、平成27年から平成29年度の基幹的設備改良工事、延命化工事でございますが、により、その後15年程度の運営が可能とされています。しかし、その後のことについては全くの白紙という状況です。

延命化においては、調査・検討から六、七年の年月がかかっており、さらに今後の検討では中長期的な視点からの検討も必要であることから、これまで以上に時間を要すると考えられます。

全国に目を向けますと、香川県三豊市で導入されている可燃ごみを燃やさずに資源化するトンネルコンポスト方式など、これまで以上に環境に配慮した処理方式の導入も進んでいます。今後の検討においては、こうした新たな処理方式についても、研究・検討を進めてもらいたいと思います。

そうしたことを踏まえますと、今のうちから検討を始める必要があると考えます。今後のごみ処理の検討について、町の考えをお伺いします。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（金光一隆君） 町民生活部長です。

12番力山議員からの一般質問、今後のごみ処理の検討に早期着手をについて答弁します。

まず、安芸クリーンセンター設置の経緯ですが、平成10年に策定されました広島県一般廃棄物広域処理計画において、安芸郡4町、広島市、安芸太田町、北広島町、安芸高田市を広島ブロックとして、ダイオキシン削減のため、段階的にごみ処理施設の集約化を進めることとされました。

当時、安芸郡4町の各施設はいずれも平成14年12月から適用されるダイオキシン恒久基準をクリアしていないため、この取扱いについて協議し、府中町は独自に対

応し、ほかの３町は広域処理する方針でしたが、県の指導もあり、広島ブロック内における集約化を進める中で４町のごみを広域処理する施設として平成１４年１１月３０日に竣工しました。その後、議員御指摘のとおり平成２７年度からさらに１５年程度延命化する基幹的改良工事に着工、平成３０年３月３１日竣工し、現在に至っております。

延命期間後ということになりますと、議員御指摘のとおり広域処理の枠組みやどこで処理するのかなどについても未定といった状況でございます。町としましても検討を始めていく必要があると認識しており、まずは広域処理しています安芸クリーンセンターの今後について考えていく必要があります安芸郡４町で、定期的開催される安芸地区衛生施設管理組合の衛生担当課長会議により課題を共有し、検討してまいりたいと考えています。

また、長期的な今後のごみ処理の検討についての町の考えについてですが、適正に処理をすることはもちろん、町民の皆さんの日々の生活で発生するごみ処理に関しても、住んでよかった、住み続けたいまちになるよう、町の財政的な負担はもちろん、地球環境の配慮、また処理時に発生するエネルギーの活用など、ＳＤＧｓ、持続可能な開発目標の観点からも、議員御紹介のトンネルコンポスト方式といった新しい処理方式を含め、安芸郡４町で課題を共有する中で、新たな処理方式についても研究してまいりたいと考えています。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君）　２回目の質問ございますか。

１２番力山議員。

○１２番（力山　彰君）　御答弁、ありがとうございました。

ここで、香川県三豊市で実施されていますごみ処理方式、トンネルコンポスト方式について、もう少し詳しく紹介したいと思います。

三豊市では、焼却炉の更新時期が近づいてきたため、平成２２年１２月から２３年１月にかけて、可燃ごみの処理方式選択のプロポーザルを行い、可燃ごみを燃やさずに処理するトンネルコンポスト方式が採択されました。

トンネルコンポスト方式は、可燃ごみを発酵微生物と混ぜバイオトンネルという幅６メートル、高さ５メートル、奥行き３５メートルのコンクリート製の箱状の発酵槽に入れて１７日間発酵・乾燥処理します。この過程によって生ごみが分解され、ごみ

の体積が約半分に減少します。分解されず残った紙やプラスチックなどは塩化ビニールを取り除いた後、固形燃料として加工します。加工された固形燃料の発熱量は高く、1キログラム辺り5,000から6,000キロカロリーあり、石炭の発熱量とほぼ同等で、石炭の代替燃料として使用されています。

生ごみが分解されたものは、発酵微生物として次の可燃ごみの処理に再利用します。トンネルコンポスト方式は、可燃ごみを燃やさずに処理するので、CO<sub>2</sub>の発生はゼロ、焼却灰の発生もゼロ、環境に優しい方式です。また、固形燃料として加工された紙やプラスチックは、石炭の代替燃料として使用されるため、間接的に化石燃料の削減につながり、日本が推進する2050年をめどに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするという脱炭素社会の活動に貢献する方式でもあります。

現在、徳島県内で3つの市町で、この処理方法によるごみ処理施設の建設が決定しているほか、他の1市2町でも検討が進められています。また、この固形燃料を使用している四国の製紙工場では、カーボンニュートラルに向け石炭を使用することをやめて廃棄物由来の固形燃料を使用する方針を打ち出され、現在、石炭ボイラーを解体して固形燃料ボイラーを新設する工事が進められているそうです。

さて、先ほどの答弁において、ごみの処理施設の更新においては、町の財政的な負担はもちろん、地球環境への配慮、また処理時に発生するエネルギーの再活用など、SDGs、持続可能な開発目標の観点からもトンネルコンポスト方式といった新しい処理方式を含め、検討していきたいと考えており、安芸郡4町で課題を共有する中で、新たな処理方式の研究についても議題に上げ、いろいろな処理方式のほうを研究すると、よりよいものにしていきたいと回答頂きました。

可燃ごみを処理する方法は、今回私が紹介したトンネルコンポスト方式以外にもいろいろな処理方法があると思いますので、ぜひ、いろいろな方法について研究を進めていただきたいと思います。

それでは、2回目の質問に入ります。

1つ目の質問です。

坂の安芸クリーンセンターにおいて、平成30年に竣工した工事は焼却炉の長寿命化工事であり、既設焼却炉の改良工事でした。長寿命化工事で焼却炉の寿命を15年延ばしましたが、その後については全くの白紙状態であるとのことですから、次期ごみ処理施設をどうするかについては、用地選定も含めた検討しなければなら

ないのではないかと考えます。寿命が１５年延びたとはいえ、工事竣工から既に４年が経過しており、残り寿命は約１１年となっていること、前回の長寿命化工事では検討開始から竣工までに６年かかっていること、そして、新しい処理場の用地選定や地元説明、また、造成完了するまでの期間は三、四年かかるのではないかとということを考えますと、次期ごみ処理施設をどうするかを検討を開始する残された時間的余裕はあまりないのではないかと考えております。

このことについて、まちの考えをお聞かせください。

２つ目の質問です。

今後のごみ処理をどのようにするかについての課題は、安芸郡４町の課題とも言えますが、ごみを排出するそれぞれの町の課題でもあります。そういう意味では、４町が集う衛生担当課長会議での検討だけではなく、並行して府中町としても主体的に検討を進めていく必要があると考えますが、町の考えをお聞かせください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

環境課長。

○環境課長（小路和司君） 環境課長です。

１２番力山議員からの２回目の御質問に答弁いたします。

まず、香川県三豊市で実施されているトンネルコンポスト方式の詳細についての御紹介、ありがとうございました。

先ほど、町民生活部長も答弁したように、次期の処理施設については安芸郡４町で課題を共有する中で、ごみを燃やさずに処理するトンネルコンポスト方式も含め、いろいろな処理方法を研究していく必要があると思います。

御質問の１つ目、次期のごみ処理をどうするのか、検討に残された時間はあまりないのではないかと御質問に対する町の考えでございますが、御指摘のとおり、安芸クリーンセンターの残り寿命は１１年という限られた期間で、ごみ処理の枠組みの決定から新たな処理施設の竣工までを行う必要があります、特に、新たな処理方法を具体的に比較検討するためには、まず、処理の枠組みを決めた上でその中でまたよりよい処理方法は何かと、順を追って検討していく必要がございます。町といたしましても、御指摘のとおり、決してまだまだ先のことではないと考えております。

先ほど町民生活部長が定期的開催される安芸地区衛生施設管理組合の衛生担当課

長会議により、課題を共有してまいりたいと答弁しましたが、例年で申しますと次回は2月頃開催される見込みでございますので、まずは、その際に町から問題提起してまいりたいと考えております。

御質問の2つ目、今後のごみ処理は4町の課題であると同時に、それぞれまちの課題であり、4町が集う衛生担当課長会議だけの検討ではなく、並行して府中町も主体的な検討を進めるべきとの御質問に対する町の考え方についてでございますが、先ほど申しましたように、処理方法を具体的に比較検討する前段として、まずは、ごみ処理の枠組みを決める必要があると考えております。

安芸郡4町は、いずれも安芸クリーンセンターの残された寿命の中で、延命期間後は未定という状態から次の竣工までもっていく必要があるという意味では、全く同じ課題を持っておりますので、繰り返しにはなりますが、まずは4町の衛生担当課長会議で問題提起するところから始め、府中町でも順次研究・検討を深めてまいりたいと考えております。

答弁は、以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問ございますか。

12番力山議員。

○12番（力山 彰君） 御答弁、ありがとうございました。

トンネルコンポスト方式は循環型社会形成推進交付金制度のエネルギー回収型廃棄物処理施設、好気性発酵乾燥方式の固形燃料化施設として交付の対象になると聞いております。

繰り返しになりますが、トンネルコンポスト方式は、可燃ごみを燃やさずに処理する方式ですから、CO<sub>2</sub>の排出を大幅に削減し、さらに可燃ごみからつくった固形燃料は石炭の代わりに使うことができますので、府中町としても脱炭素を目指す社会的活動に大きく貢献することができます。こうした可燃ごみを燃やさずに処理する方式の導入に向けた検討をぜひ進めていただきたいと思います。

以上のことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（益田芳子君） 以上で、第2項、今後のごみ処理の検討に早期着手を、12番力山議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第3項、水分峡森林公園の再整備について、18番木田議員の質問を行います。



18番木田議員。

○18番（木田圭司君） 18番です。水分峡森林公園の再整備について質問いたします。

町の北東部に位置するこの水分峡森林公園は、自然の溪谷を生かした緑豊かな憩いの場で、公園内には大堰堤、キャンプ場、草摺の滝、石ころび池や憩いの広場などがあり、四季折々の自然が楽しめます。

10月29日の災害対策特別委員会で現地踏査した際、災害の爪痕が残っているものの、復旧も進んでおり、県事業で進めている草摺の滝周辺も年度内に完成見込みと伺っています。

公園の利用者は町民だけでなく、近隣の市町からの訪問者も多く、最近ではテレビ番組でも紹介される我が町が誇るオアシスです。

令和4年4月には、いよいよ公園の利用再開となりますが、そこで次の2点を伺います。

1つ、以前の水分峡森林公園と4月に利用再開となる公園との利用形態に違いはあるのか、あるときは、その新しい仕組みは何なのか。

2つ、水分峡森林公園は平成10年に開園し23年が経過しており、そろそろリニューアルの時期でもあると思いますが、今後そのような計画があれば伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（金光一隆君） 町民生活部長です。

18番木田議員からの一般質問、水分峡森林公園の再整備について答弁します。

議員御指摘のとおり、水分峡森林公園は、自然の溪谷を生かした緑豊かな森林公園です。広島市都市部からも近く、展望台からは広島湾までが一望でき、身近な川遊びや自然探索の場として、四季を通じて人気のスポットとなっています。

しかしながら、平成30年7月豪雨災害以降、令和2年7月豪雨災害、令和3年の7月及び8月の豪雨の影響により、憩いの森の広場などが新たに被災したため、森林公園の全面開放の延期をせざるを得ない状況となりました。

ようやく、災害復旧工事が今年度末に完了する見込みであり、令和4年度に開放できるめどが立ったところです。

それでは、1つ目の御質問、以前の水分峡森林公園と4月に利用再開となる公園との利用形態に違いがあるのか。あるときには、その新しい仕組みは何なのかについてですが、大堰堤の上流に整備されていた、御衣尾川を横断するための橋が、平成30年7月豪雨災害で流出したため、代替施設の整備が必要となりました。代替施設の選定は、自然の中に違和感なく溶け込んだ施設とすることで景観に配慮すること、自然に親しみやすい構造で安全性も考慮すること、災害により発生した自然石等を利用することで経済性も考慮することを整備方針として、緩やかな溪流の中に飛び石を配置するなど、景観にも配慮した整備を行いました。このことにより、従前施設より水面に近いことで、より自然観察が行える形態、飛び石という形態で自然を楽しむことができる施設となりました。また、自然護岸の浸食を防ぐために景観と経済性を考慮して、災害により発生した自然石で石積み護岸を整備して、景観に配慮した護岸の改良を行いました。

令和2年及び令和3年に被災した憩いの森の広場については、災害防止対策として、排水ルートの変更と、排水施設を新設し、防災機能の強化を図りました。

続きまして、2つ目の御質問、水分峡森林公園は平成10年に開園し23年が経過し、リニューアルの時期であると思うが、今後そのような計画があるのかについてですが、現在の森林公園は、森林空間を利用した森林浴、野外レクリエーション、自然体験学習の場として多くの方に来園していただいております、自然の景観を生かしつつも、憩いの空間を提供し、安全に配慮した森林公園として管理してまいりました。近年は、度重なる自然災害により大きく被災しましたが、大部分の復旧が完了いたしました。

議員御質問のリニューアルの計画については、これまでの基本方針を踏襲しつつ、広島県と連携し、安全・安心な森林公園としてさらなる強靱化を図り、来園者の歩行空間の再整備や管理道の再整備を含め、社会変化や利用者ニーズを踏まえた計画を府中町第5次総合計画策定の中でしっかりと検討してまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問ございますか。

18番木田議員。

○18番（木田圭司君） 18番です。御答弁、ありがとうございました。

水分峡森林公園は平成30年7月豪雨災害により大きな被害を受け、災害復旧を着実に進めてきましたが、令和3年7月の豪雨災害により再び被害を受け、今年8月の

利用再開が令和４年４月に延期となりました。

そこで、２回目の質問として、次の点についてお伺いします。

これから毎年梅雨や台風時期が来るたびに平成３０年度７月豪雨やその後に発生した災害のことをどうしても思い出し、大雨が降るたびに水分峡森林公園は大丈夫なのかと不安が絶えません。今年度中に水分峡森林公園の災害復旧が完了し、また多くの方が公園の利用再開を楽しみにしてる中、今後も発生し得るであろう災害を防いだり、被害を最小限にとどめたりすることができるような対策をどのように計画・実施されていますかという質問です。よろしくお願いします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

環境課長。

○環境課長（小路和司君） 環境課長です。

１８番木田議員からの２回目の御質問に答弁いたします。

今後も発生し得る災害を防いだり被害を最小限にとどめたりすることができるような対策をどのように計画・実施されていますかについてでございますが、広島県が管理する施設につきましては、平成３０年７月豪雨災害で被災した草摺の滝上部の砂防堰堤の復旧が施工されております。この堰堤の構造は、従前が石積みの堰堤でございましたが、復旧される堰堤はコンクリート構造物で機能強化が図られます。

また、被災しました管理道の復旧や堰堤に堆積した流木や土砂の撤去も施工中で、来年度も引き続き広島県事業で管理道の復旧整備が行われる予定でございます。

今後の計画についてですが、防災施設として御衣尾川の上流に治山堰堤の新設が計画されております。今年度は、詳細設計を実施し、来年度に工事着手することとなっております。町としましても、大堰堤に監視カメラを設置し、大雨時に異常がないか監視を行っております。

以上のことから、従前の平成３０年７月豪雨災害時と比較して、防災機能の強化は図られるものと考えております。

答弁は、以上です。よろしくお願いします。

○議長（益田芳子君） ３回目の質問ございますか。

１８番木田議員。

○１８番（木田圭司君） １８番です。御答弁、ありがとうございました。

引き続き、安全対策をしっかりとっていただくことを強く要望しておきます。

ちょっと提案になろうかと思うんですけど、せっかく水分森林公園がリニューアルをされます。大人から子どもまで楽しめる人気スポットです。私も若いときよく遊ばせてもらいました。ちょっと直接は関係ないんですけど、そういう機を捉えて、例えば以前もみくまりの水とかというのがありましたけど、府中町は御存じのようにキリンビールの広島工場もありましたし、まだイオンモールにもタンクとか残ってますけど、そういうのをキリンビールさんなり各種団体と相談して、今各地でいろいろ行われている地ビール、地ビールですね。例えば、宮島ビールとかいろんなところなんですけど、うちもやってできないことはないと思います。いろんな問題があるとは思いますが、そういうのをぜひ検討していただきたいという提案です。

財政確保にもなると、やり方によってはなると思いますし、ふるさと納税なんかの返礼品として私の知り合いがふるさと納税させていただいて、なかなか返礼品が、そういうことは言うなと、寄附がメインじゃけえと言いつつも、やっぱり返礼品のいいところにたくさん集まるみたいで、そういうことをいろいろこの機会にぜひ検討していただきたいということを要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（益田芳子君） 以上で、第3項、水分峡森林公園の再整備について、18番木田議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第4項、児童生徒の登下校時の見守り活動について、14番齋藤議員の質問を行います。

14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） 改めて、14番齋藤でございます。この12月にちょうど今日は12月の20日、折しも誕生日でございます。こういういわゆる発言をさせていただく機会を得て、本当に心より御礼申し上げます。

私の質問事項に入らせていただきます。

児童生徒の登下校時の見守り活動について。

府中町の見守り活動は、地域安全推進員（東防犯組合連合会）と府中町交通安全推進隊と主に2つの団体が、朝児童生徒の見守り活動をしています。

中国新聞の広場に投稿されている男性の記事です。

交通安全推進隊員になって12年が過ぎた。信号機と横断歩道がある交差点に立ち、子どもたちが事故に遭わないよう横断の安全を確認して見守るのが任務だ。登校する

小学生とも気軽に挨拶を交わしている。近くの小学校が毎年11月22日、これはいい夫婦の日というあれですが、感謝の集いを開催してくださる。児童から感謝の言葉もらい、心を込めて書いてくれた文集も受け取った。今年も充実した時間を過ごすことができた。

私も地域安全推進員として6年間活動しました。数年間は、自宅近くの横断歩道で早朝7時15分から8時まで見守り活動をしました。早朝の見守り活動、雨のとき、特に冬は大変ですが、子どもたちと心を通わし、おはようございます、気をつけて、いってらっしゃいと声をかけることで元気をもらいました。私の場合は、いわゆる自動車の場合は別ですが、一応歩行者の一般の方、あるいはバイクの方、結構随分元気な声で声をかけさせていただきまして、その中で心を通わすことができ、自分自身でもそれなりに得るものがたくさんあったというのを記憶しております。

朝の見守り活動中にも、件数は少ないのですが、生徒に関わるトラブルもあります。そんなにいわゆるたくさんはないんですが、1件は緑ヶ丘中学校の生徒が、前日ピスタチオの過食によりましてその辺にうずくまっていた。その状況の中、私、1人ではちょっと難しいんでもう一人の人間の応援部隊を呼びまして中学校へ搬送したケースもあります。そのとき、その中学生は、その後、救急車で県病院に行かれたそうです。翌日、昼ぐらいに親子で来られまして、随分感謝されたような思い出もあります。もう一件は、いわゆる高校生ですが、自転車通学で広大附属まで自転車が行かれるのに、細い道から出たときに自動車に軽く接触したんですが、本人も随分動揺したみたいで、そんなに大きなけがではなかったんですが、救急車を運ぶような事態までなったような経緯はありますけど、それはもう示談で別に大きないわゆる問題がなかったんで、そのままいい状態で翌日から本人も通るときに僕に挨拶をしてくれたと、そういうやっぱり朝の見守り活動中にはいろんないわゆる件があります。

小学生の児童たちが、中学生、高校生へと成長していく姿は、まさに人生そのものです。成長の早さには驚きます。やはり、こうやって数年間やることによって、子どもが随分、やっぱり声をかけてくれてなついてくれて、今は新型コロナですからマスクをしてるもんで、随分やっぱり感じが分からないんですが、本当に小さい子供さんがお姉ちゃんらしくなったり、あるいは中学生の子どもが随分成長されて高校生、だんだんだんだん大人になるのに本当に驚きますし、そういう姿を見るのは僕自身もやっぱりこういう見守り活動はいいボランティアであると心から思えるような次第です。

府中町内も朝の見守り活動は多くの人に参加して盤石と見受けますが、現在では南部地区でも帰宅時の見守り活動がほとんど休止状態になっていると思います。当町内でも、私、サンヒルズ町内会でも以前は十数年にわたり３人の地域安全推進員が交代で、府中南小学校のプールの横の横断歩道で見守り活動をしていましたが、ここ数年、もうちょっと年数はたちますけど、休止状態です。下校時に児童たちの交通事故、犯罪に巻き込まれるケースが全国的には多発しております。帰宅時の見守り活動の方々も高齢となり、実際にはやりたいんだ、いう気持ちがあっても体力的にも衰え、体力が衰えれば心も病む、そういった中で人材の確保も非常に困難である状況と考えられます。

府中町の見守り活動における現状と課題をどのように考えていますか、答弁のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（益田芳子君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（金光一隆君） 町民生活部長です。

１４番齋藤議員の児童生徒の登下校時の見守り活動についてに答弁します。

文部科学省の令和２年度、地域における通学路の安全確保の方策等についての調査研究において、平成２６年から平成３０年の道路上における子供が被害者となる犯罪等の時間帯別発生状況を見ると、１６時から１７時が最も多いほか、１５時から１６時、１７時から１８時、７時から８時の時間帯が多いなど、下校時間帯及び登校時間帯に被害が集中していることから、子供の犯罪被害防止に向けては、登下校時の安全確保が重要な課題の一つとされているところでございます。

それでは、御質問の府中町の見守り活動における現状と課題をどのように考えているのかについてです。

まず、現状についてですが、現在、地域安全推進員は北部に１４２人、南部に３７人となっています。地域の防犯リーダーとして、生活に危険を及ぼす犯罪・事故・災害に関する予防や被害拡大防止への取組、子どもの見守り活動や防犯パトロールなど地域安全活動の実践、そして交通事故防止などの啓発活動に日々取り組んでいます。

また、府中町交通安全推進隊は隊員が１８人となっており、安全・安心なまちづく

りのため、各小学校区に分かれた登下校時の見守り活動のほか、保育園や幼稚園、小学校での交通安全教室や自転車教室など、町や広島東警察署などと協働し、交通安全活動を行っていただいています。

そのほか、民生委員児童委員や町内会なども同様に見守り活動を行っていただいているなど、様々な方によって町内の安全対策が行われている状況でございます。

町においては、生活安全指導員による下校時間などの青色防犯パトロールカーによる見守り活動、犬の散歩の時間を利用して地域の子どもたちの安全を見守る取組であるわんわんパトロールの募集、町内の主要道路12か所、24台の防犯カメラ設置による犯罪抑止などの取組を行っております。

学校においても定期的に教員が通学路の危険箇所について確認し、登校指導または、下校指導を行っています。また、年度初めや学期末の集会等において、生活等に係る指導や登下校における安全指導を定期的に行うとともに、登下校時の安全マナー等に関する情報があつた場合は、教員による見回りを行うなど指導を組織的に行っています。

次に、課題をどのように考えているかについてですが、議員御指摘のとおり、就労年齢の上昇による高齢化や社会環境の変化による担い手不足が要因となり、下校時の見守りをする方の人数は、朝の登校時より減少している状況です。担い手不足については、見守り活動に限らず、どの活動団体にも共通する課題となっていますが、ボランティアによる見守り活動は、強制されるものではありません。

文部科学省の令和2年度、地域における通学路の安全確保の方策等についての調査研究では、担い手の確保については、1、各自のライフスタイルに合わせ、余裕を持った可能な方法で活動する。2、活動を難しく考えず、日頃の意識を少しだけ子どもに向け、日常の行動の延長として活動する。3、老若男女誰もが参加できる、参加しやすい環境を整え、相互に強制しない。4、行政、学校、企業、保護者、ボランティア団体等が連携し、地域全体で、相互補完しながら無理なく活動する。といったことを意識し、実施することで、子どもたちの安全確保に対する理解を促進し、活動へのハードルを下げ、より多くの担い手確保が期待できるとされています。

このことを踏まえ、教育委員会と情報を共有し連携を行い、犯罪や事故が起きにくい環境をつくることだけでなく、地域全体で子どもたちを助け合う環境が創出され、地域コミュニティが活性化する取組について検討を行っていきたいと考えています。

答弁は、以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 2 回目の質問ございますか。

1 4 番齋藤議員。

○1 4 番（齋藤 昇君） 1 4 番齋藤です。

私も今は結構いろんな形で公衛協の南小学校区の代表をやったり、町民会議の見守り活動、挨拶運動とかやらせてもらってるんですが、僕自身としては、何か少し、どういうんですか、今丁寧な御答弁いただきまして、もう少し、どういうんですかね、いわゆる強制力というか、ボランティアでありながらも少し強制というか、いわゆる指導ができるというか、そういう具合に捉えたようなところがありまして、四角四面じゃないですけど、やるようやったらもう徹底的にやるという形で僕自身やってきてましたけど、今、あれですよ、部長のほうのお話を聞きまして、これは少し方向転換していかんやいかんと。僕のようないわゆる感覚を持ったら、なかなか後輩も育たんし、今も社会というのがなかなか大変な状況にもあるし、特に若い方、僕も公衛協なんかやってるんですが、やっぱりどうしてもいわゆる高齢者というか、そういう方が中心で、若い方がもちろん何名か参加していただけてますけど、そういう方をやっぱり育てながら、だからその辺りをもっといわゆる緩くというか、そういう感覚を持って取り組む必要があるというのを今改めて思いましたんで、さっき言われたように、いわゆるライフスタイルというか、そのとき、そのときの状況でやってくださいといういい意見を頂きましたんで、僕もグランドゴルフとか特にグランドゴルフは週に3回ですから、どっちかいうたらいわゆる役員いうても準備係ですから、もう本当に8時前ぐらいから出て、皆さんのどういうんですか、準備をするいうんで、結構ハードな中にも、先ほどのいわゆる数字を見ましたら、北部に比べてやっぱり南部が少ないという1つの大きな提案を頂きましたんで、来年から、僕はもう地域安全推進員、それから見守り活動ともうかれこれ9年ぐらいやってますんで、そこでハードルを下げたような形でこれから週に1回、何とか府中南小学校のほうへ立って、いわゆる啓蒙活動、これを少しずつやっていきたいと、こういう具合に考えました。

本当に非常に貴重な、いわゆる御答弁ありがとうございました。これは要望ということで、もう一応これで終わらせていただきます。

以上です。

○議長（益田芳子君） 以上で、第4項、児童生徒の登下校時の見守り活動について、



~~~~~○~~~~~

本日はこれをもって延会としたいと思います、御異議ございませんか。

○議長（益田芳子君） 御異議なしと認めます。

御苦労さまでした。

延会。

(延会 午後 1 時 5 5 分)